

つとめ、つとめ、
実現する
ふくしま

業 務 概 要

令 和 5 年 度 版
(令 和 4 年 度 実 績)

〇 福 島 県

中央児童相談所
県中児童相談所
会津児童相談所
浜児童相談所

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(児童憲章より)

はじめに

当県児童相談所の業務の推進につきましては、日頃から、御理解と御協力をいただき、心から御礼申し上げます。

令和4年度の福島県における児童相談の実績を業務概要としてまとめましたので、業務の参考としていただけましたら幸いです。

令和4年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、219,170件と過去最多を更新し、当県におきましても2,256件と全国と同様に過去最多の件数を計上いたしました。その多くはいわゆる「面前DV」を主訴とする心理的虐待が占めており、必ずしも生命身体の危機に直結するような重篤な事例が増加傾向にあるというわけではありません。

しかし、一方では、毎年多くの子どもたちが虐待により命を落とすという痛ましい状況は継続しており、今年度に入ってから各メディアでの事件報道が続いています。核家族化、地域社会の希薄化の中で、社会的孤立が子育てに困難をもたらしていることが危惧され、さらにコロナ禍が、各家庭の経済状態や親子関係、子どもたちの対人関係、学校生活にも影響を及ぼしていることが懸念されます。

そうした中、今年度は、新たに「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足するという、子ども家庭福祉分野にとっての画期となりました。こども基本法では改めて、児童の権利に関する条約の精神の実現が謳われ、特に心身の状況やおかれている環境に関わらず、すべての子どもの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」を構築するという、高い理想が掲げられました。

児童相談所は、その専門性や付与された権限を十分に活用して、そうした社会の実現の一翼を担うという使命を課されています。

子ども家庭福祉の大きな変革の時期にあって、私たちは、子どもたちの最善の利益の追求のため、自らの有り様を常に振り返り、高めるべく、より一層の努力を続けてまいり所存です。

引き続き、皆様方の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月

福島県中央児童相談所長 佐藤 早苗

福島県県中児童相談所長 坂 詰 健一

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子

福島県浜児童相談所長 村 井 恭子

目次

I 児童相談所の概要

1 児童相談所とは	1
2 管内概況	2
(1) 管轄区域図	2
(2) 各児童相談所の管内概況	2
3 令和4年度児童相談所の組織、人員配置	3

II 児童相談所の業務

1 児童相談所が行う主な業務	5
2 相談の方法	5
3 相談の種類と内容	6
4 相談の流れ	7
5 相談受付状況	8
(1) 児童人口と相談件数の推移	8
(2) 児童相談所別相談件数の推移	9
(3) 経路別受付状況	10
ア 令和4年度経路別受付状況	10
イ 経路別相談受付割合の推移	11
(4) 相談種別受付状況	12
ア 令和4年度相談種別受付状況	12
イ 相談種別受付状況の推移	12
6 相談対応状況	13
(1) 令和4年度相談種別対応状況	13
7 虐待相談	14
(1) 虐待相談受付件数の年度別推移	14
(2) 令和4年度虐待種別対応状況	14
(3) 令和4年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況	15
(4) 虐待種別対応件数の推移	16
(5) 令和4年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者	16
(6) 令和4年度被虐待者の年齢、虐待種別	17
8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況	18
(1) 心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移	18
9 里親委託の状況	19
(1) 令和4年度里親委託の状況	19
(2) 里親委託状況の推移	19

(3) 令和4年度年齢別里親委託児童数	20
10 一時保護の状況	21
(1) 令和4年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況	21
ア 一時保護所での保護	21
イ 一時保護委託	22
(2) 一時保護の推移	23
ア 一時保護児童数の推移	23
イ 一時保護児童(所内+所外)の対応状況と保護日数の推移	23
ウ 一時保護児童(所内+所外)の相談種別割合の推移	24

III 児童相談所の事業

1 児童虐待防止対策	25
(1) 児童虐待ケース対応強化事業	25
(2) 学校等との連携強化事業	26
2 児童福祉施設連絡協議会	26
3 児童福祉施設訪問調査	27
4 職員研修	28
(1) 児童相談所部門別研修会	28
(2) 面接スキル研修会	28
(3) 児童虐待ケース対策研修会	29
(4) 児童相談所職員専門性向上研修	30
(5) 児童相談所新任職員研修会	31
(6) 派遣研修	31
5 里親制度の推進	31
(1) 里親関係研修	31
(2) 里親入門講座	31
(3) 里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」	32
6 市町村との連携、市町村支援	33
7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議	35

IV 児童福祉施設等

1 県内の児童福祉施設一覧	36
2 施設別在籍状況	37
(1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	37
(2) 障害児入所施設	38
(3) 県内の福祉事務所等一覧	39

I 児童相談所の概要

1 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法の規定に基づいて設置された児童福祉のための専門行政機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。また、中核市や特別区などにも設置することができるかとされています。

県内には次表のとおり4つの児童相談所があり、そのうち県中、会津及び浜児童相談所には、相談、調査及び判定等の業務を行う相談室を設置しています。

児童相談所（相談室）	所在地・連絡先	管轄区域
中央児童相談所 (昭和23年6月18日設置) (昭和47年4月1日改築)	〒960-8002 福島市森合町10-9	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 (計：4市2郡4町村)
	TEL：024-534-5101	
	FAX：024-534-5211	
	E-mail：tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
県中児童相談所 (平成19年4月1日設置) (令和5年1月30日移転)	〒963-8041 郡山市富田町字町田3	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡 (計：4市5郡17町村)
	TEL：024-935-0611	
	FAX：024-935-0618	
	E-mail：kentyyu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
白河相談室 (平成14年4月1日設置) (平成15年3月1日移転)	〒961-0074 白河市郭内127	白河市、西白河郡、東白川郡 (計：1市2郡8町村)
	TEL：0248-22-5648 FAX：0248-22-5451	
会津児童相談所 (昭和35年12月1日設置) (平成18年4月1日移転)	〒965-0003 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡 (計：2市4郡15町村)
	TEL：0242-23-1400	
	FAX：0242-23-1404	
	E-mail：aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南会津相談室 (平成14年4月1日設置)	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2	南会津郡 (計：1郡4町村)
	TEL：0241-63-0309 FAX：0241-62-1698	
浜児童相談所 (昭和28年5月1日設置) (平成29年8月7日改築)	〒970-8033 いわき市自由ヶ丘38-15	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：3市2郡10町村)
	TEL：0246-28-3346	
	FAX：0246-28-2624	
	E-mail：hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南相馬相談室 (平成14年4月1日設置)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：2市2郡10町村)
	TEL：0244-26-1135 FAX：0244-26-1332	

2 管内概況

(1) 管轄区域図



(2) 各児童相談所の管内概況

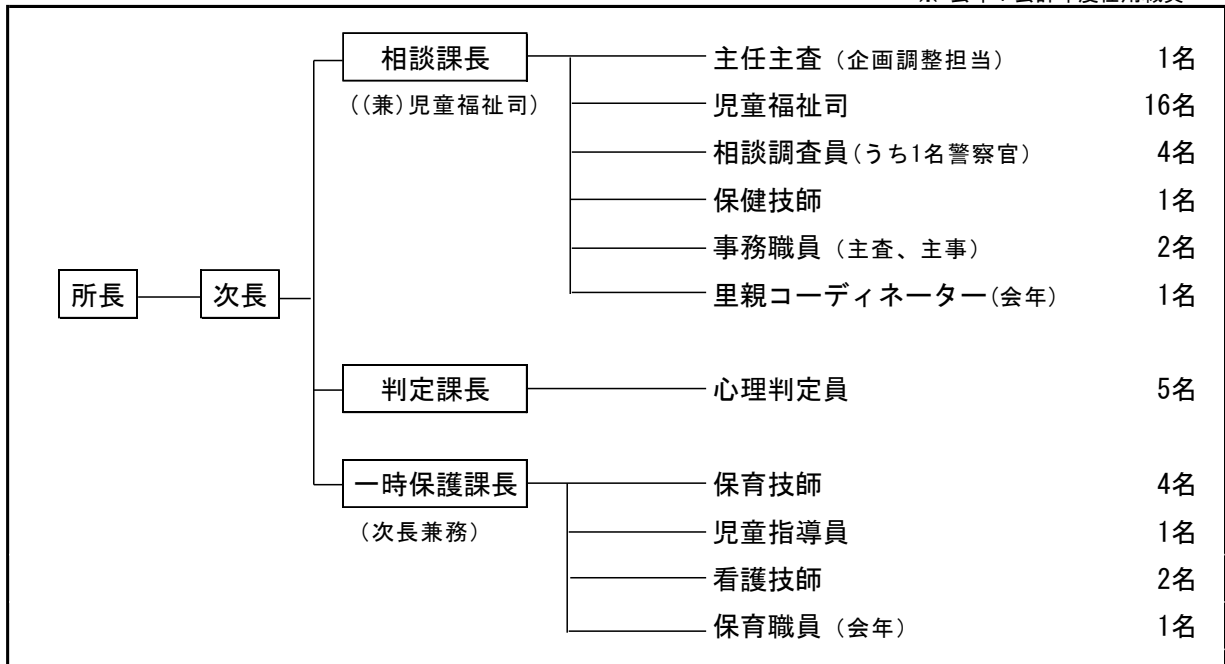
児童相談所名	面積	管轄	管内人口	管内児童数	人口に対する児童数の割合	県全体に占める児童割合
	(km ²)	市町村数	(人)	(人)		
① 中央児童相談所	1,753.34	4市3町1村	452,731	59,583	13.2%	25.0%
② 県中児童相談所	3,639.32	4市10町7村	641,426	90,680	14.1%	38.0%
③ 会津児童相談所	5,420.31	2市11町4村	244,080	31,914	13.1%	13.4%
④ 浜児童相談所	2,970.77	3市7町3村	434,210	56,618	13.0%	23.7%
計	13,783.74	13市31町15村	1,772,447	238,795	13.5%	100.0%

※ 人口及び児童数は、「福島県現住人口調査 令和5年6月1日現在」による。

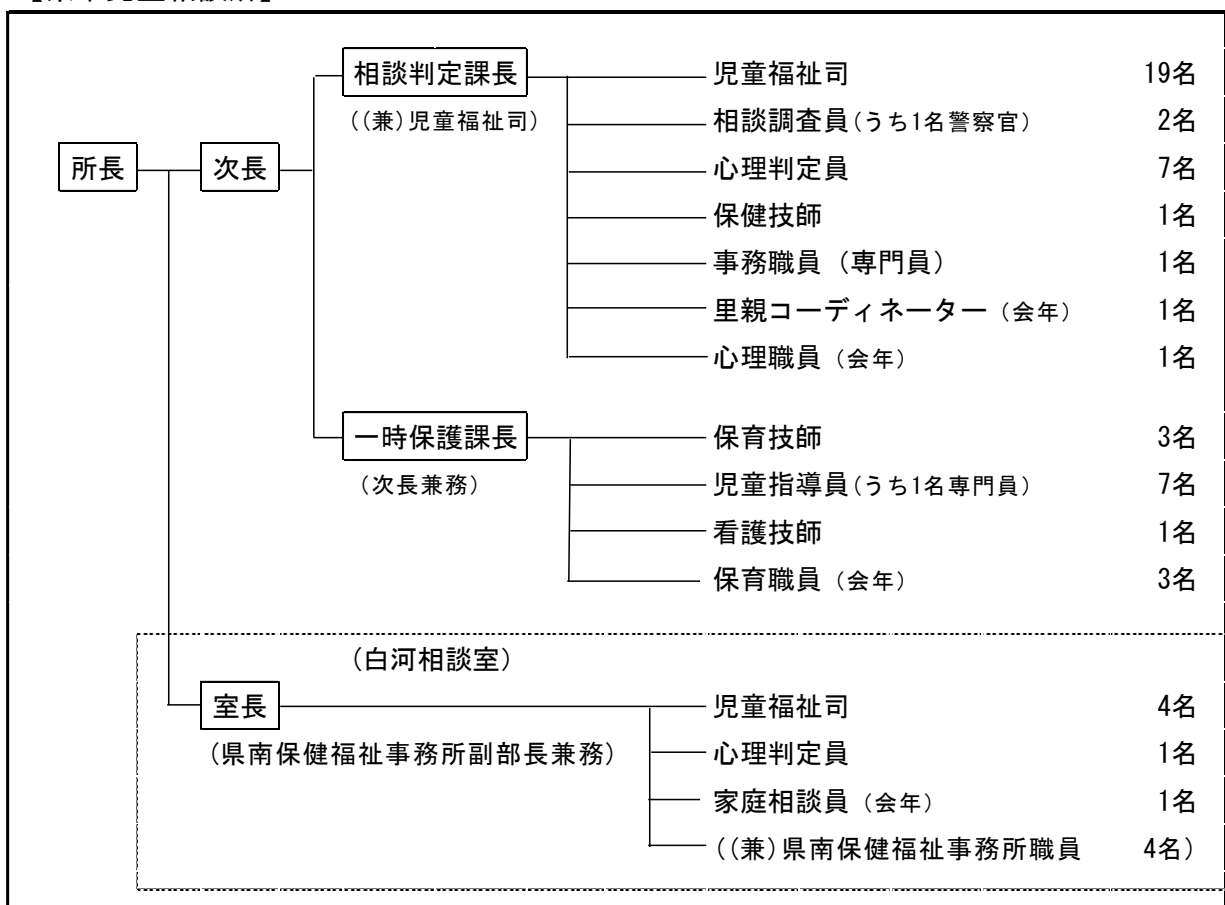
3 令和5年度児童相談所の組織、人員配置

【中央児童相談所】

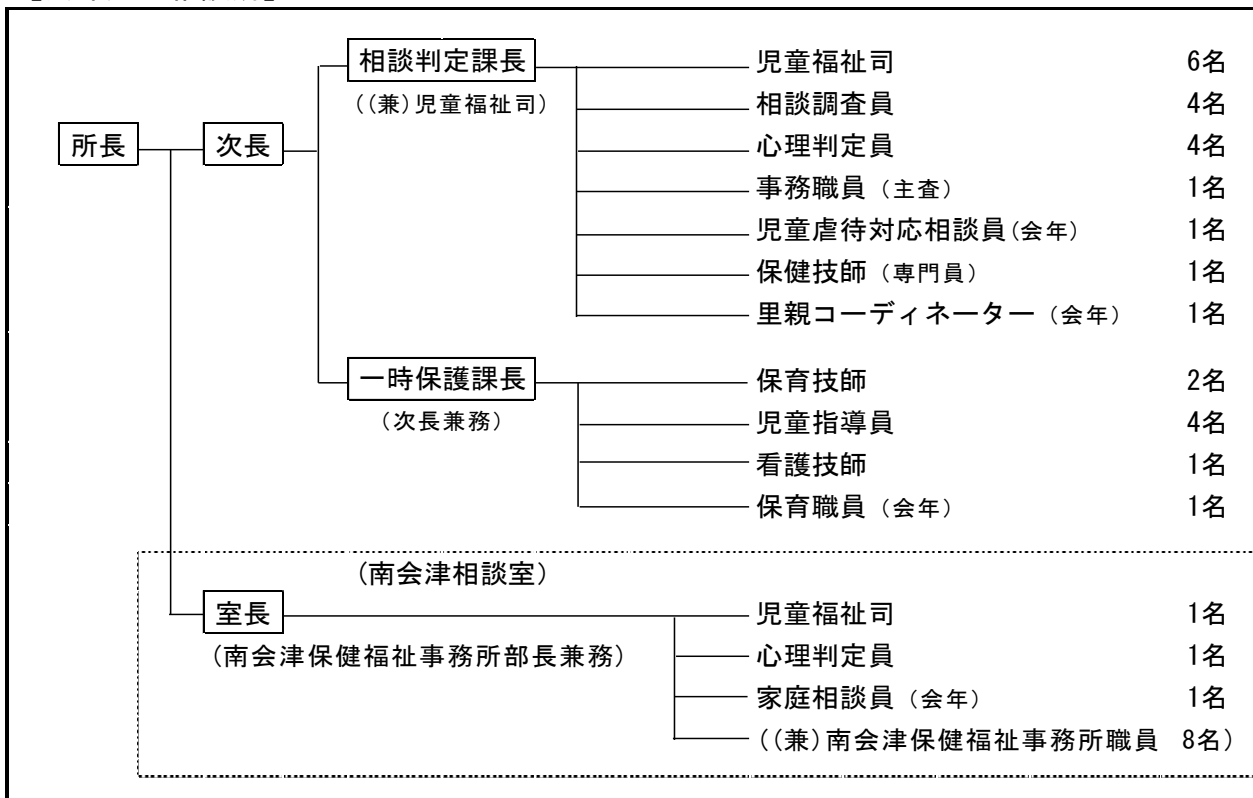
※ 会年：会計年度任用職員



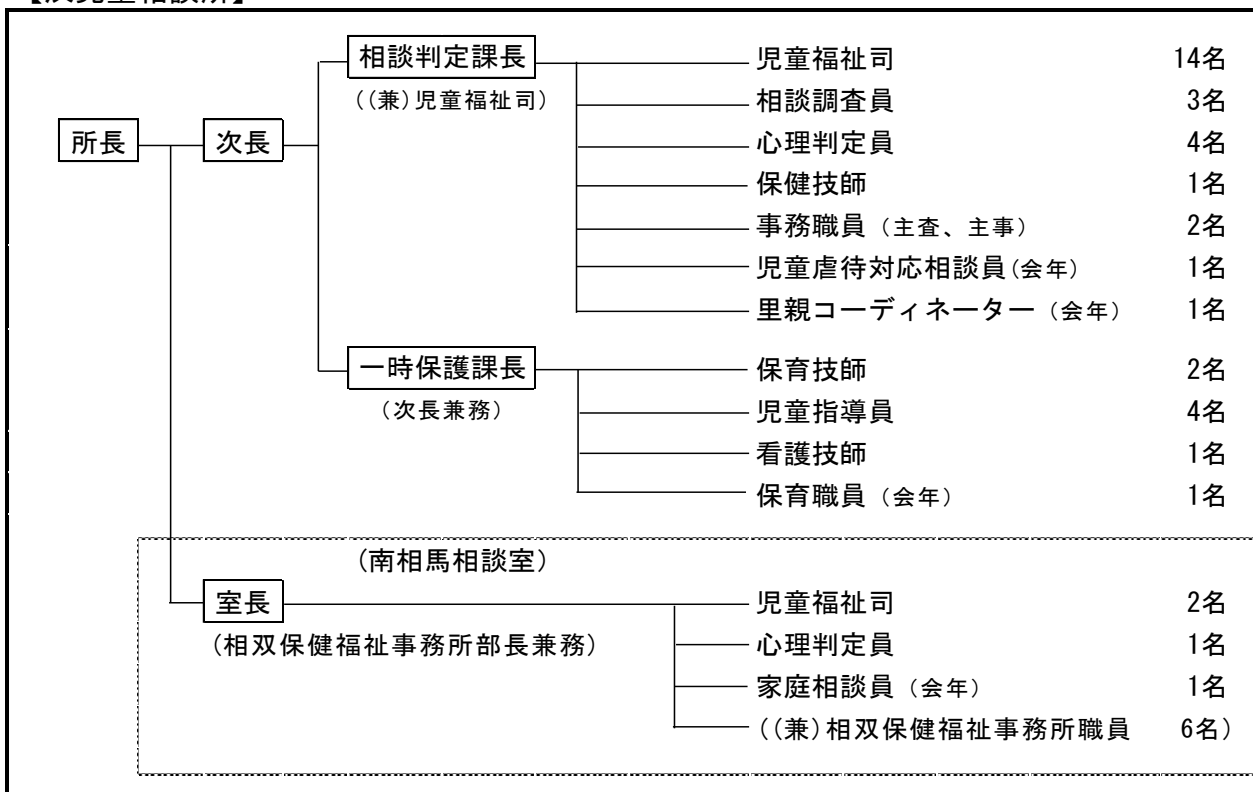
【県中児童相談所】



【会津児童相談所】



【浜児童相談所】



上記のほか、各児童相談所に嘱託医(小児科、精神科)、児童虐待対応専門員(医師、弁護士、学識者)、宿日直職員を配置するとともに、一時保護課には学習指導協力員、児童指導補助員、給食検査員を配置しています。(いずれも会計年度任用職員)

II 児童相談所の業務

1 児童相談所が行う主な業務

児童相談所では、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子ども及びその家庭を援助することを目的として相談援助活動を行っています。

児童相談所が行う主な業務は、次のとおりです。

(1) 市町村援助業務

市町村が行う児童家庭相談に関する業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

(2) 相談業務

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に応じます。

(3) 一時保護業務

虐待、家出、放任（ネグレクト）等により緊急性がある場合や、行動観察、短期入所が必要な場合等に一時保護を行います。

(4) 措置業務

必要に応じ、子どもの児童福祉施設等への入所措置や、里親、指定医療機関への委託などを行います。

2 相談の方法

相談は、児童相談所への来所や電話等により行います。

電話相談は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を含め、24時間365日いつでも受け付けます。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番（いちはやく）に電話をかけると、固定電話の場合は最寄りの児童相談所につながります。また、携帯電話から発信した場合は、オペレーターが地域情報を聞き取り、管轄の児童相談所へつなぎます。

なお、来所での相談の場合は、待ち時間を少なくするため、事前に電話等で相談日時を予約されることをお勧めしています。

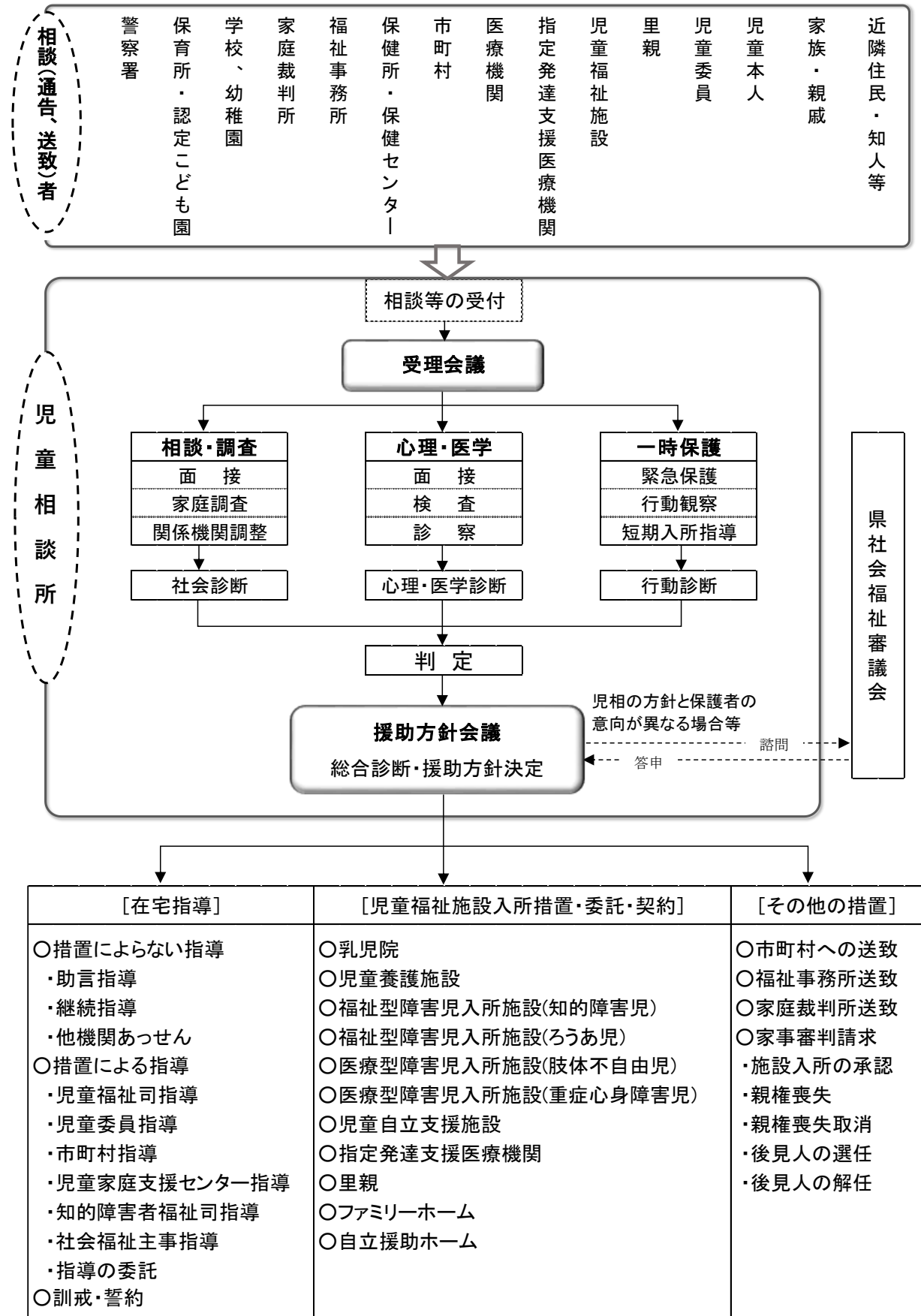
また、子どもや保護者がより相談しやすい環境の整備を目的として、国によって開設された「虐待防止のためのSNS相談支援システム」を利用し、本県においても令和5年2月からSNSによる相談受付を開始しました。

3 相談の種類と内容

児童相談所が受け付ける相談の種類と内容は、次のとおりです。

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 相談の流れ



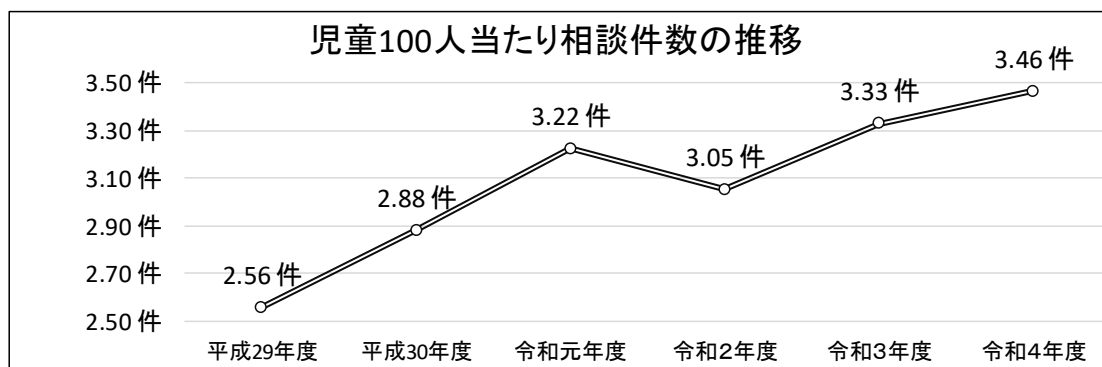
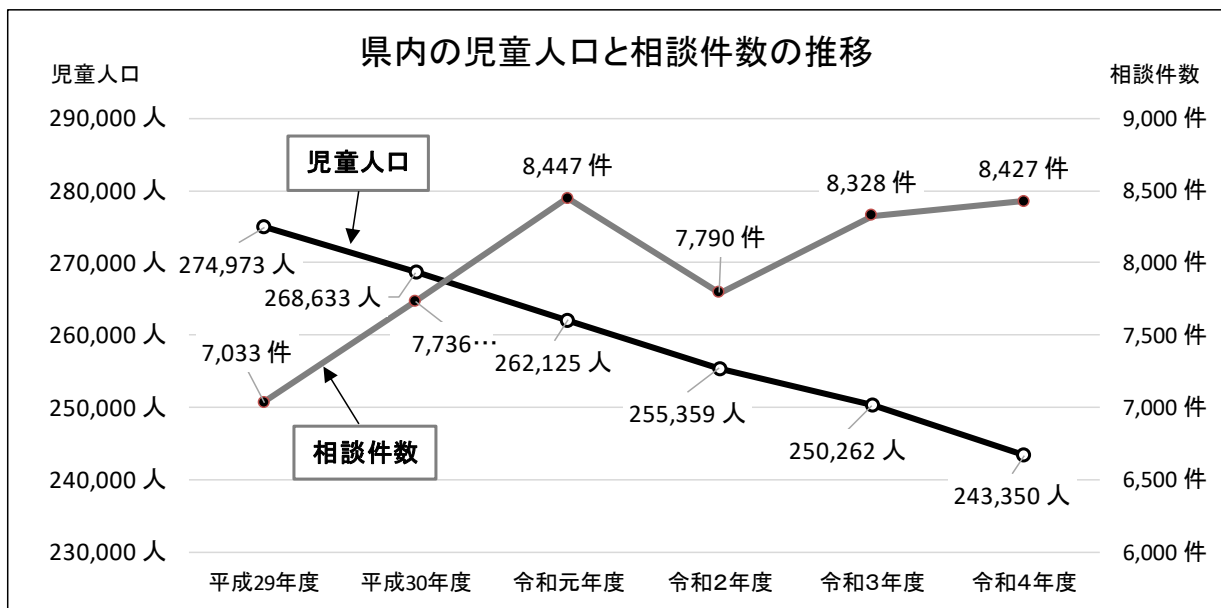
5 相談受付状況

(1) 児童人口と相談件数の推移

県内の児童人口は、平成29年度の274,973人に対し、令和4年度では243,350人（いずれも各年10月1日現在）と、5年間で31,623人、約11.5%の減少となっています。

他方、児童相談所への相談件数は、平成29年度が7,033件、令和4年度では8,427件と、1,394件、約19.8%の増加となっています。

これを児童100人当たりの相談件数でみると、平成29年度が2.56件であったのに対し、令和4年度では3.46件となり、5年間で大きく増加していることが分かります。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童人口	274,973 人	268,633 人	262,125 人	255,359 人	250,262 人	243,350 人
相談件数	7,033 件	7,736 件	8,447 件	7,790 件	8,328 件	8,427 件
児童100人当たり相談件数	2.56 件	2.88 件	3.22 件	3.05 件	3.33 件	3.46 件

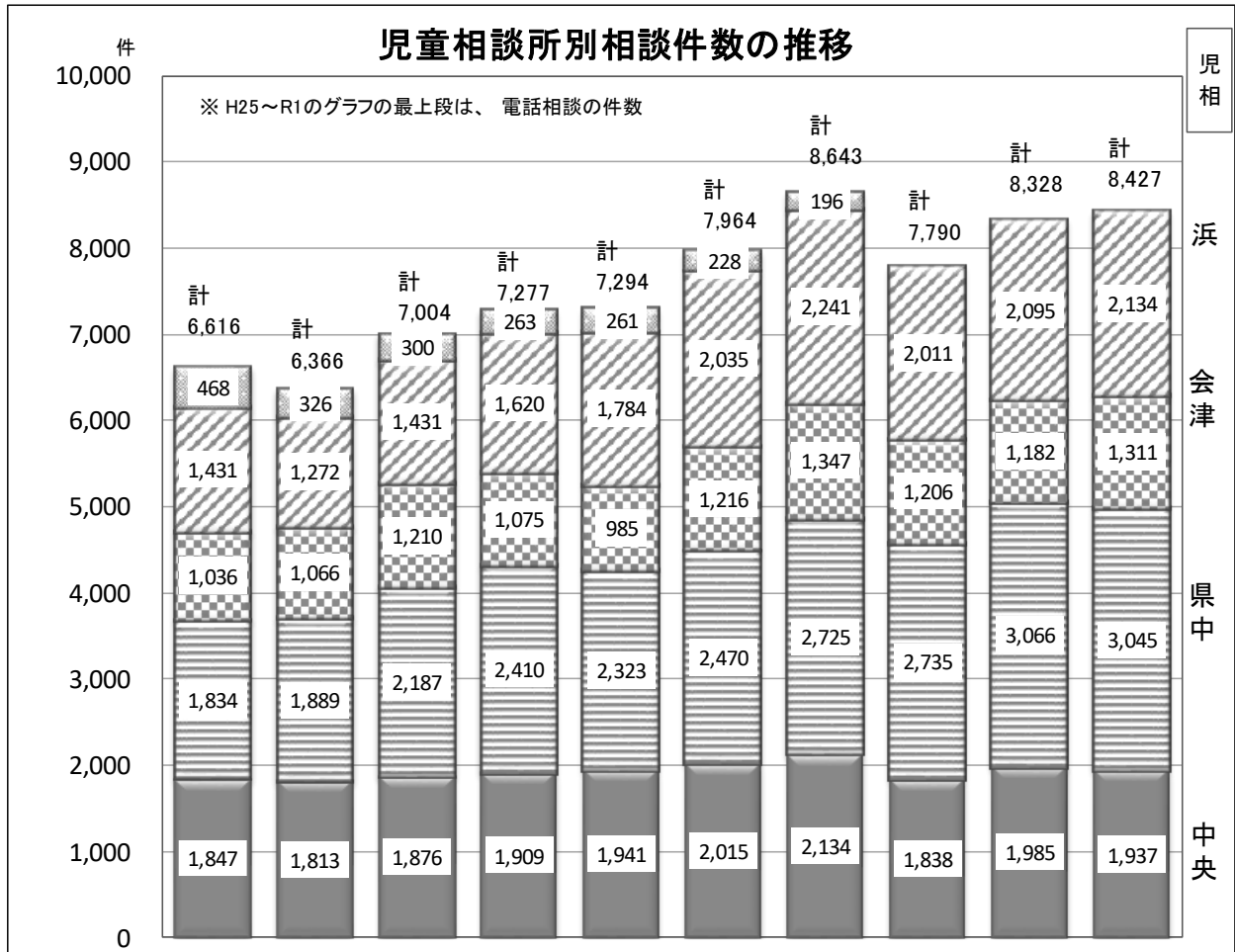
※ 児童人口は、「福島県現住人口調査」(各年10月1日現在)より

(2) 児童相談所別相談件数の推移

平成 25 年度と令和 4 年度の相談件数を比較すると、県全体では 6,616 件から 8,427 件と 1.27 倍の増加となっています。

児童相談所別にみると、県中児童相談所が 1,834 件から 3,045 件、約 1.66 倍と大きく増加しており、次いで浜児童相談所が 1,431 件から 2,134 件、約 1.49 倍の増加となっています。

なお、電話相談事業は、令和元年度をもって終了しました。

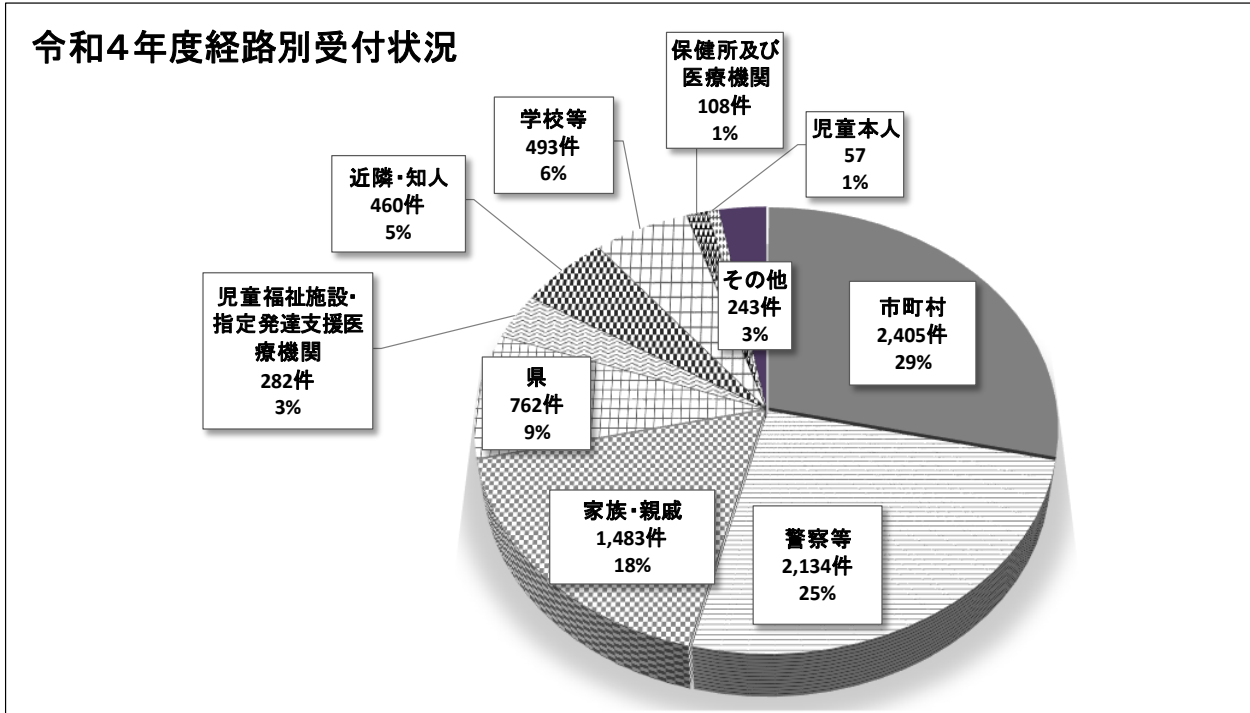


児相 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
県計	6,616件	6,366件	7,004件	7,277件	7,294件	7,964件	8,643件	7,790件	8,328件	8,427件	
内訳	中央	1,847件	1,813件	1,876件	1,909件	1,941件	2,015件	2,134件	1,838件	1,985件	1,937件
	県中	1,834件	1,889件	2,187件	2,410件	2,323件	2,470件	2,725件	2,735件	3,066件	3,045件
	会津	1,036件	1,066件	1,210件	1,075件	985件	1,216件	1,347件	1,206件	1,182件	1,311件
	浜	1,431件	1,272件	1,431件	1,620件	1,784件	2,035件	2,241件	2,011件	2,095件	2,134件
	電話相談	468件	326件	300件	263件	261件	228件	196件	-	-	-

(3) 経路別受付状況

ア 令和4年度経路別受付状況

令和4年度における相談受付状況を経路別にみると、「市町村」が2,405件・29%と最も多く、次いで「警察等」2,134件・25%、「家族・親戚」1,483件・18%となっています。



経路	児相	県計			中央			県中			会津			浜		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	児童相談所	93	106	199	18	34	52	41	41	82	11	8	19	23	23	46
	福祉事務所	32	23	55	8	1	9	8	5	13	9	12	21	7	5	12
	その他	323	185	508	84	43	127	127	65	192	46	38	84	66	39	105
市町村	福祉事務所	1,369	676	2,045	355	189	544	433	196	629	178	99	277	403	192	595
	児童委員	2	4	6	1	3	4	1	0	1	0	1	1	0	0	0
	保健センター	45	25	70	0	1	1	27	21	48	10	1	11	8	2	10
	その他	161	123	284	5	5	10	97	57	154	53	54	107	6	7	13
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	18	7	25	4	0	4	10	5	15	2	1	3	2	1	3
	児童福祉施設	153	94	247	39	34	73	56	32	88	22	14	36	36	14	50
	指定発達支援医療機関	6	4	10	0	0	0	6	3	9	0	1	1	0	0	0
児童家庭支援センター	4	6	10	1	3	4	3	3	6	0	0	0	0	0	0	
認定こども園	5	3	8	0	0	0	1	1	2	0	2	2	4	0	4	
警察等	1,144	990	2,134	234	230	464	428	363	791	138	134	272	344	263	607	
家庭裁判所	15	12	27	4	0	4	7	3	10	1	0	1	3	9	12	
保健所及び医療機関	保健所	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	医療機関	48	58	106	11	10	21	26	30	56	6	7	13	5	11	16
学校等	幼稚園	16	13	29	4	1	5	3	4	7	1	2	3	8	6	14
	学校	210	192	402	51	47	98	84	67	151	20	21	41	55	57	112
	教育委員会等	26	36	62	3	3	6	5	13	18	6	7	13	12	13	25
里親	22	25	47	3	11	14	4	8	12	0	0	0	15	6	21	
児童委員	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家族・親戚	882	601	1,483	186	158	344	293	190	483	199	102	301	204	151	355	
近隣・知人	238	222	460	59	55	114	102	87	189	38	37	75	39	43	82	
児童本人	20	37	57	7	7	14	4	14	18	2	5	7	7	11	18	
その他	98	52	150	14	10	24	51	20	71	8	15	23	25	7	32	
計		4,931	3,496	8,427	1,091	846	1,937	1,817	1,228	3,045	750	561	1,311	1,273	861	2,134

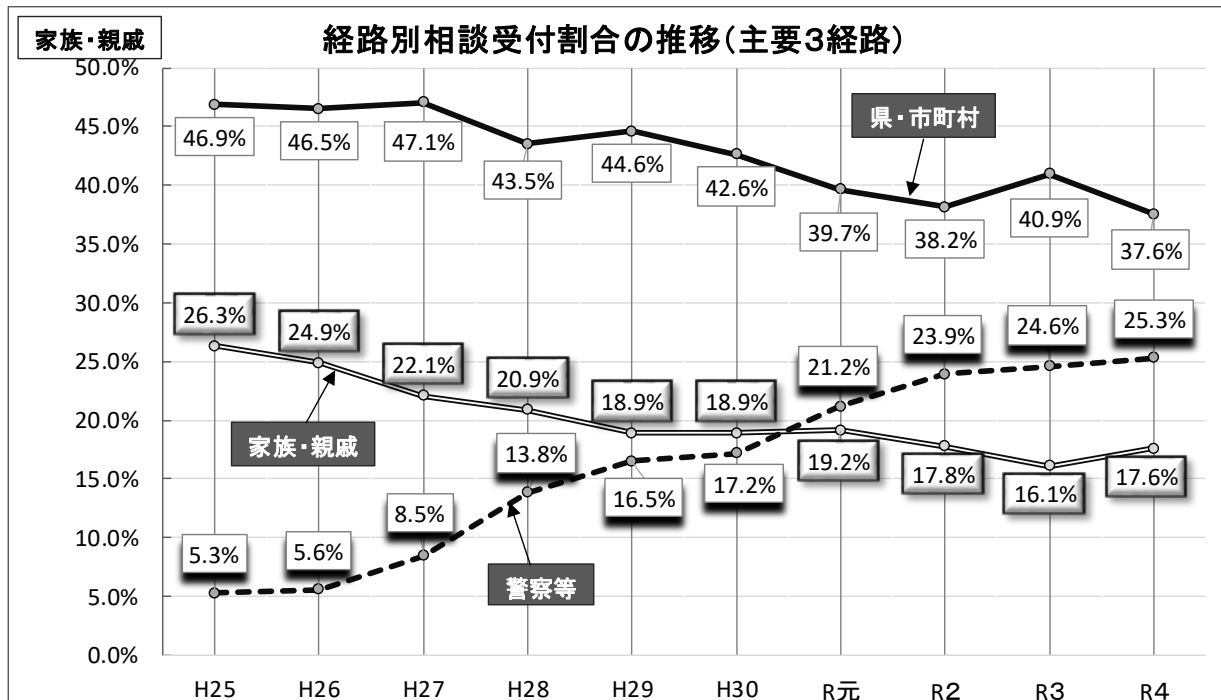
イ 経路別相談受付割合の推移

平成 25 年度から令和 4 年度の経路別の受付件数及び当該年度における各経路が占める割合の推移は、次表のとおりです。

そのうち主要 3 経路の 10 年間の推移を示したのが下のグラフで、これを見ると「県・市町村」及び「家族・親戚」は減少傾向であるのに対し、「警察等」は、平成 25 年度では 5.3%であったところ、令和 4 年度では 25.3%と大幅な増加となっています。これは、警察がいわゆる面前DV（※）を積極的に通告するようになったことが、主な増加の要因です。

※ 面前DV～子どもの面前で配偶者に対して暴力をふるうこと。(DV＝ドメスティックバイオレンス)

経路	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
県・市町村	件数	2,882	2,811	3,156	3,052	3,136	3,298	3,351	2,973	3,410	3,167
	割合	46.9%	46.5%	47.1%	43.5%	44.6%	42.6%	39.7%	38.2%	40.9%	37.6%
警察等	件数	327	336	567	969	1,161	1,328	1,788	1,865	2,046	2,134
	割合	5.3%	5.6%	8.5%	13.8%	16.5%	17.2%	21.2%	23.9%	24.6%	25.3%
家族・親戚	件数	1,617	1,503	1,480	1,463	1,330	1,462	1,619	1,384	1,343	1,483
	割合	26.3%	24.9%	22.1%	20.9%	18.9%	18.9%	19.2%	17.8%	16.1%	17.6%
近隣・知人	件数	284	319	422	436	365	460	444	401	486	460
	割合	4.6%	5.3%	6.3%	6.2%	5.2%	5.9%	5.3%	5.1%	5.8%	5.5%
学校等	件数	341	373	410	417	365	416	451	428	402	493
	割合	5.5%	6.2%	6.1%	5.9%	5.2%	5.4%	5.3%	5.5%	4.8%	5.9%
施設等	件数	422	423	433	381	402	382	418	369	326	282
	割合	6.9%	7.0%	6.5%	5.4%	5.7%	4.9%	4.9%	4.7%	3.9%	3.3%
保健所等	件数	48	64	69	70	81	93	71	100	108	108
	割合	0.8%	1.1%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	0.8%	1.3%	1.3%	1.3%
児童本人	件数	84	75	69	64	69	65	77	74	50	57
	割合	1.4%	1.2%	1.0%	0.9%	1.0%	0.8%	0.9%	0.9%	0.6%	0.7%
その他	件数	143	136	98	162	124	232	228	196	157	243
	割合	2.3%	2.3%	1.5%	2.3%	1.8%	3.0%	2.7%	2.5%	1.9%	2.9%
計	件数	6,148	6,040	6,704	7,014	7,033	7,736	8,447	7,790	8,328	8,427
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(4) 相談種別受付状況

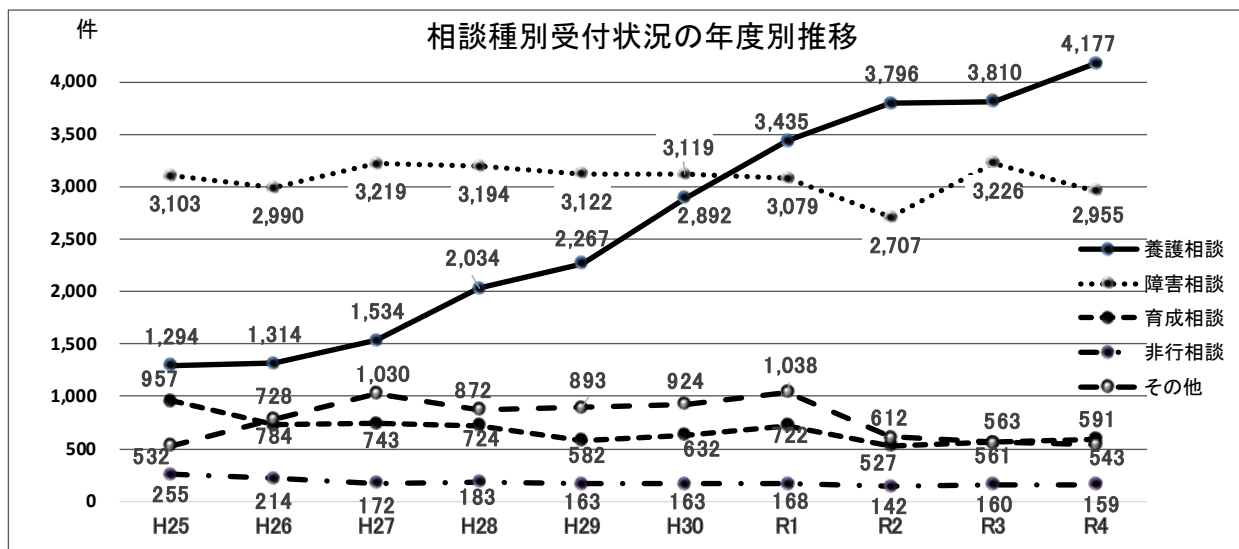
ア 令和4年度相談種別受付状況

相談種別の受付状況をみると、県全体では養護相談が49.6%、障害相談が35.1%を占めています。また、児童相談所別にみると、会津児相は障害相談が一番多く、ほかの3児相は養護相談が最も多くなっています。

児相		種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
内 訳	中央	件数	858件	0件	733件	31件	139件	176件	1,937件
		割合	44.3%	0.0%	37.8%	1.6%	7.2%	9.1%	100.0%
	県中	件数	1,639件	2件	1,017件	48件	227件	112件	3,045件
		割合	53.8%	0.1%	33.4%	1.6%	7.5%	3.7%	100.0%
	会津	件数	469件	0件	524件	47件	99件	172件	1,311件
		割合	35.8%	0.0%	40.0%	3.6%	7.6%	13.1%	100.0%
	浜	件数	1,211件	0件	681件	33件	126件	83件	2,134件
		割合	56.7%	0.0%	31.9%	1.5%	5.9%	3.9%	100.0%
	県計	件数	4,177件	2件	2,955件	159件	591件	543件	8,427件
		割合	49.6%	0.0%	35.1%	1.9%	7.0%	6.4%	100.0%

イ 相談種別受付状況の推移

相談種別ごとの10年間の受付件数の推移をみると、養護相談が平成25年度では1,294件だったところ、令和4年度では4,177件と大きく増加しています。これは、前記(3)アの経路別受付件数のおとり、「警察等」からの虐待通告の増加によるものです。



種別	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
養護相談		1,294	1,314	1,534	2,034	2,267	2,892	3,435	3,796	3,810	4,177
障害相談		3,103	2,990	3,219	3,194	3,122	3,119	3,079	2,707	3,226	2,955
育成相談		957	728	743	724	582	632	722	527	561	591
非行相談		255	214	172	183	163	163	168	142	160	159
保健相談		7	10	6	7	6	6	5	6	8	2
その他		532	784	1,030	872	893	924	1,038	612	563	543
計		5,817	6,148	6,040	6,704	7,014	7,014	7,736	8,447	7,790	8,427

6 相談対応状況

(1) 令和4年度相談種別対応状況

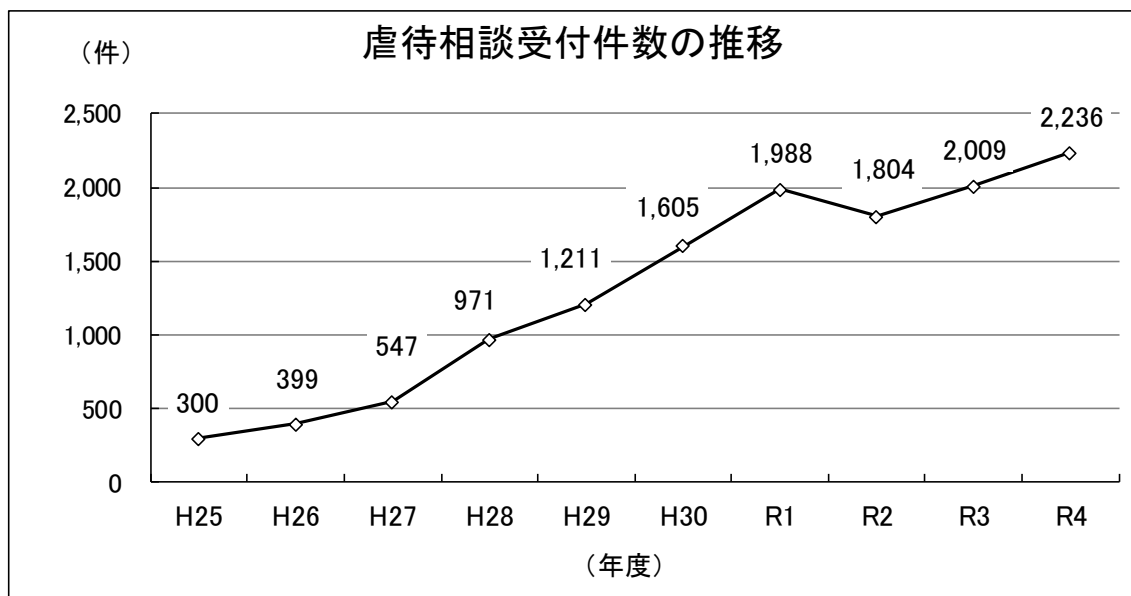
令和4年度における相談に対する対応は、「面接指導（助言指導、継続指導、他機関あつせん）」が5,649件と、全体の3分の2を占めています。

相談種別	対応方法	対応件数																			年度末時点未対応
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法27条第1項第4号による家裁送致致	障害児施設への利用契約	その他	合計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	法27条の3による家裁送致(再掲)	通所							
養護相談	児童虐待	92	1,978	40	66	0	0	0	0	0	0	35	(0)	0	0	0	1	0	44	2,256	55
	その他	1,286	542	17	7	0	0	0	4	0	2	17	(0)	0	0	16	0	41	1,932	17	
	小計	1,378	2,520	57	73	0	0	0	4	0	2	52	(0)	0	0	17	0	85	4,188	72	
保健相談		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	2	0
障害相談	肢体不自由	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	10	60	4	
	視聴覚障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	2	0	
	言語発達障害等	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	3	0	
	重症心身障害	32	1	0	0	0	0	0	0	2	0	(0)	0	0	0	0	0	2	37	2	
	知的障害	291	11	4	0	0	0	0	1	125	0	7	(0)	0	0	0	0	2,074	2,513	81	
	発達障害	173	27	2	0	0	0	0	0	5	0	0	(0)	0	0	0	0	137	344	4	
	小計	551	39	6	0	0	0	0	1	132	0	7	(0)	0	0	0	0	0	2,223	2,959	91
非行相談	ぐ犯行為等	33	49	5	6	0	0	0	0	0	6	4	(0)	0	0	0	1	0	8	112	2
	触法行為等	14	13	0	2	0	0	0	0	0	13	6	(1)	0	0	0	2	0	1	51	1
	小計	47	62	5	8	0	0	0	0	0	19	10	(1)	0	0	0	3	0	9	163	3
育成相談	性格行動	188	149	0	2	0	0	0	0	0	7	(0)	0	0	1	0	0	12	359	7	
	不登校	68	27	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	1	96	2	
	適性	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	2	21	1	
	育児・しつけ	91	9	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	8	108	0	
	小計	365	185	1	2	0	0	0	0	0	0	7	(0)	0	0	1	0	23	584	10	
その他	368	59	4	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	113	544	2	
計	2,711	2,865	73	83	0	0	0	5	132	21	76	(1)	0	0	18	3	0	2,453	8,440	178	
(児相別)	中央	508	715	30	27	0	0	0	4	45	4	36	(1)	0	0	4	1	0	560	1,934	38
	県中	1,039	1,074	25	17	0	0	0	1	38	1	12	(0)	0	0	7	0	0	830	3,044	73
	会津	502	289	7	18	0	0	0	0	19	11	17	(0)	0	0	2	1	0	466	1,332	24
	浜	662	787	11	21	0	0	0	0	30	5	11	(0)	0	0	5	1	0	597	2,130	43

7 虐待相談

(1) 虐待相談受付件数の年度別推移

虐待相談の推移をみると、平成 25 年度では 300 件だったところ、令和 4 年度では過去最多の 2,236 件となり、10 年間で約 7.5 倍という大幅な増加となっています。



(2) 令和 4 年度虐待種別対応状況

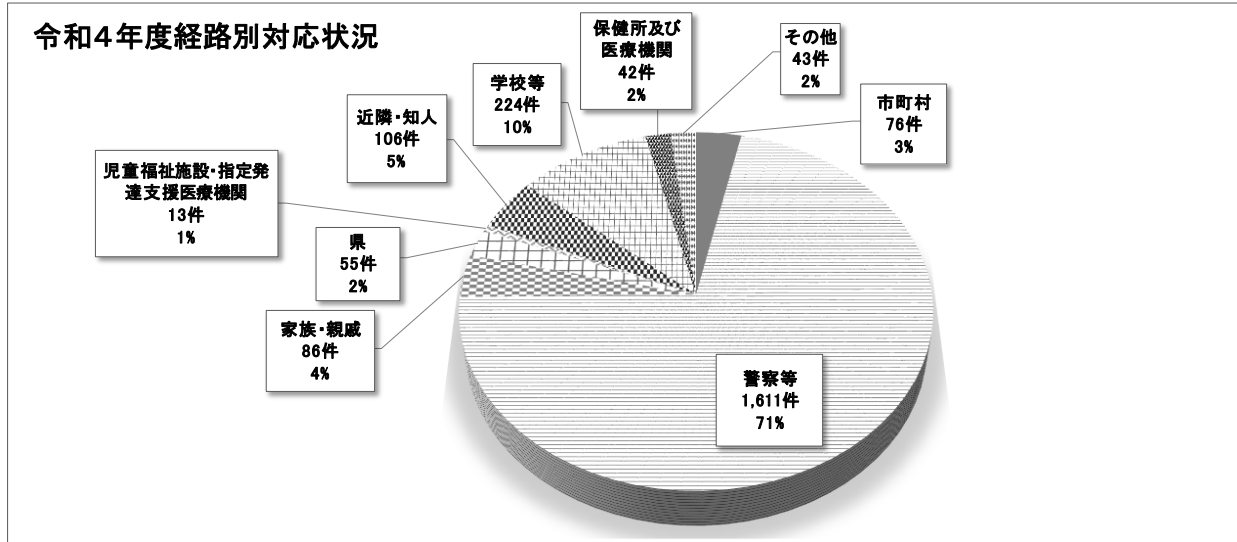
虐待種別ごとの対応状況をみると心理的虐待の割合が高く、県全体では 73.8%、児童相談所別では浜児相が 79.5%、県中児相が 75.3%と 4 分の 3 以上を占めています。

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	
県 計	対応件数	392件	23件	1,666件	175件	2,256件	
	割合	17.4%	1.0%	73.8%	7.8%	100.0%	
児 相 別 内 訳	中 央	対応件数	127件	8件	380件	39件	554件
		割合	22.9%	1.4%	68.6%	7.0%	100.0%
	県 中	対応件数	131件	7件	595件	57件	790件
		割合	16.6%	0.9%	75.3%	7.2%	100.0%
	会 津	対応件数	58件	6件	237件	40件	341件
		割合	17.0%	1.8%	69.5%	11.7%	100.0%
浜	対応件数	76件	2件	454件	39件	571件	
	割合	13.3%	0.4%	79.5%	6.8%	100.0%	

※ 対応件数＝前年度未対応件数＋当年度受付件数－当年度未対応件数

(3) 令和4年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況

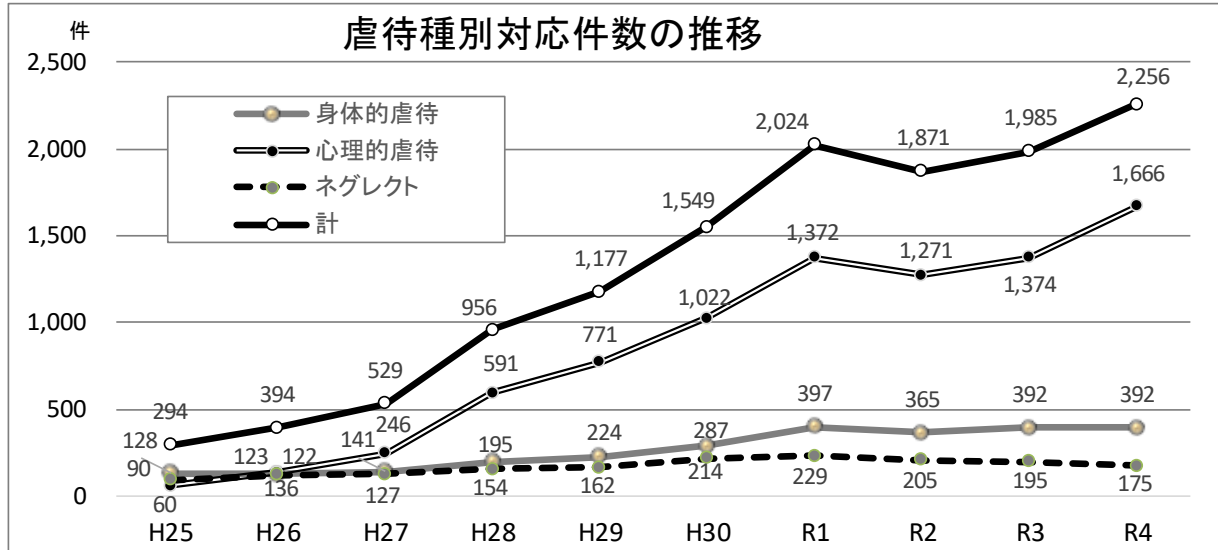
令和4年度で対応した虐待相談について、相談経路別にみると、約7割が「警察等」からなっています。相談全体の経路別受付状況（10ページ）では「警察等」は25%ですので、警察署からの通告は虐待相談が多いということが分かります。



相談経路 種別・児相別	都道府県				市町村			児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族					親戚 近隣・知人	児童本人	その他	計				
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設					指定発達支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等	虐待者本人			虐待者以外								
																							父	母	その他	父					母	その他		
総計	52	1	0	2	60	0	5	11	3	10	0	3	2	1,611	0	0	42	16	198	10	2	0	3	17	0	8	28	5	25	106	16	20	2,256	
身体的	15	0	0	2	17	0	1	4	2	5	0	1	0	177	0	0	14	7	76	3	0	0	0	9	0	0	12	1	3	25	9	7	392	
性的	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	10	1	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	23	
心理的	30	1	0	0	34	0	4	5	1	3	0	2	1	1,353	0	0	21	9	91	6	0	0	2	7	12	2	8	54	7	7	1,666			
ネグレクト	6	0	0	0	9	0	0	1	0	1	0	0	0	79	0	0	6	0	21	0	2	0	0	0	0	1	2	0	14	27	0	6	175	
中央計	19	0	0	1	25	0	0	1	0	8	0	3	0	347	0	0	12	2	65	1	2	0	0	7	0	3	15	1	11	22	4	5	554	
身体的	7	0	0	1	7	0	0	1	0	4	0	1	0	52	0	0	4	1	28	1	0	0	0	4	0	0	4	1	1	4	4	2	127	
性的	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
心理的	11	0	0	0	15	0	0	0	0	2	0	2	0	287	0	0	3	1	24	0	0	0	0	2	0	3	10	0	5	15	0	0	380	
ネグレクト	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	8	0	0	4	0	10	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	3	39
県中計	22	0	0	0	12	0	3	7	0	2	0	0	0	605	0	0	28	3	66	7	0	0	0	2	0	3	1	2	3	13	4	7	790	
身体的	4	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	0	0	75	0	0	9	2	25	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	2	1	131	
性的	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
心理的	15	0	0	0	9	0	2	4	0	1	0	0	0	492	0	0	18	1	30	5	0	0	0	1	0	3	0	2	1	5	2	4	595	
ネグレクト	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	2	57
会津計	6	1	0	1	6	0	2	3	3	0	0	0	1	209	0	0	0	2	25	2	0	0	3	5	0	2	11	2	3	42	4	8	341	
身体的	3	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	16	0	0	0	0	9	0	0	0	0	4	0	0	6	0	1	6	2	4	58	
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	6	
心理的	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	181	0	0	0	2	14	1	0	0	2	1	0	1	2	0	1	21	2	3	237	
ネグレクト	2	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	15	0	1	40	
浜計	5	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	450	0	0	2	9	42	0	0	0	3	0	0	1	0	8	29	4	0	571		
身体的	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	34	0	0	1	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	1	0	76	
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
心理的	3	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	393	0	0	0	5	23	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	13	3	0	454	
ネグレクト	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	39	

(4) 虐待種別対応件数の推移

虐待種別ごとに平成 25 年度と令和 4 年度の対応件数を比較すると、心理的虐待は 60 件から 1,666 件と大きく増加しています。また、身体的虐待は 128 件から 392 件、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）は 90 件から 175 件、性的虐待は 16 件から 23 件とそれぞれ増加しています。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
身体的虐待	128	123	141	195	224	287	397	365	392	392
心理的虐待	60	136	246	591	771	1,022	1,372	1,271	1,374	1,666
ネグレクト	90	122	127	154	162	214	229	205	195	175
性的虐待	16	13	15	16	20	26	26	30	24	23
計	294	394	529	956	1,177	1,549	2,024	1,871	1,985	2,256

※ 対応件数＝前年度未対応件数＋当年度受付件数－当年度未対応件数

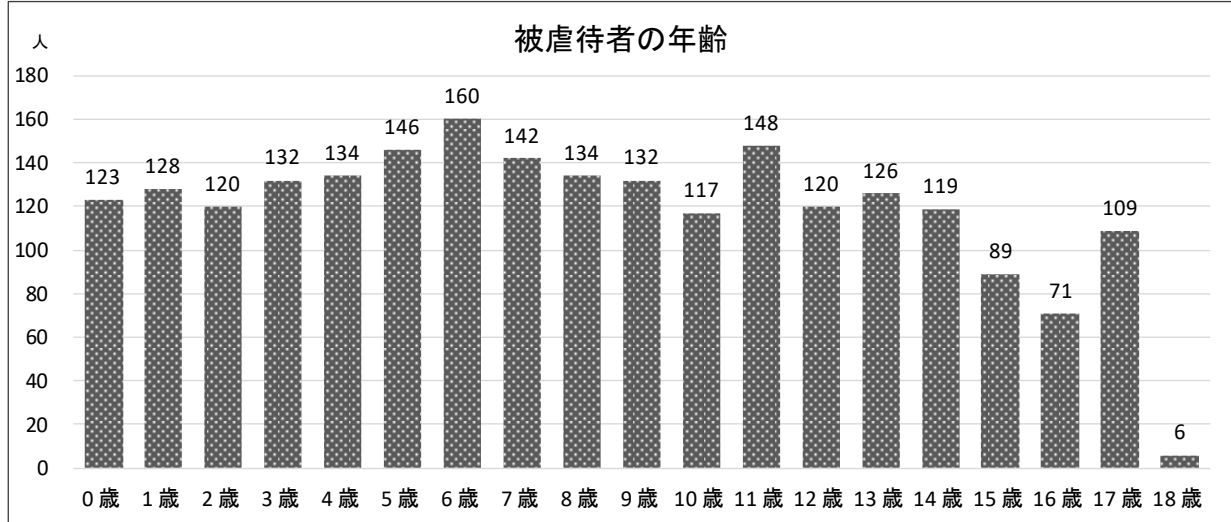
(5) 令和 4 年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者

主な虐待者は、実父が 1,112 件と最も多く、次いで実母が 800 件、その次が実父以外の父の 226 件となっています。このうちネグレクトが占める割合は、実父が約 2.6%であるのに対し、実母は約 16.8%と高くなっています。

	県計					児相別内訳																			
						中央				県中				会津				浜							
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計					
実父	183	6	894	29	1,112	63	2	212	7	284	66	1	298	6	371	25	3	132	4	164	29	0	252	12	293
実父以外の父	36	11	172	7	226	12	5	34	4	55	16	4	56	1	77	3	0	21	1	25	5	2	61	1	69
実母	153	4	509	134	800	48	1	125	26	200	44	0	204	48	296	22	3	72	35	132	39	0	108	25	172
実母以外の母	3	0	13	0	16	1	0	4	0	5	1	0	5	0	6	1	0	0	0	1	0	0	4	0	4
その他	17	2	78	5	102	3	0	5	2	10	4	2	32	2	40	7	0	12	0	19	3	0	29	1	33
計	392	23	1,666	175	2,256	127	8	380	39	554	131	7	595	57	790	58	6	237	40	341	76	2	454	39	571

(6) 令和4年度被虐待者の年齢、虐待種別

被虐待者である児童を年齢別にみたのが次のグラフです。
また、それをさらに虐待種別ごとに表したのが下表です。



被虐待者の年齢別・虐待種別の状況

虐待種別 年齢	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの(再掲)	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	保護者以外のものによる虐待						計	
						棄児(再掲)	置き去り(再掲)	登校・登園の禁止(再掲)	身体的虐待(再掲)	性的虐待(再掲)	心理的虐待(再掲)		
0歳	11	0	106	78	6	1	2	0	0	0	0	123	
1歳	8	0	116	85	4	0	0	0	0	0	0	128	
2歳	6	0	100	74	14	1	3	0	0	0	0	120	
3歳	17	0	106	75	9	1	0	0	0	0	0	132	
4歳	19	1	104	71	10	1	0	0	0	0	0	134	
5歳	21	0	116	70	9	0	2	0	0	0	0	146	
6歳	32	0	119	85	9	0	2	0	0	0	0	160	
7歳	24	1	104	73	13	0	2	0	0	0	0	142	
8歳	17	1	107	75	9	0	1	1	0	0	0	134	
9歳	35	0	86	53	11	1	2	0	0	0	0	132	
10歳	22	2	80	63	13	0	3	1	0	0	0	117	
11歳	30	1	102	75	15	1	0	1	0	2	1	148	
12歳	25	5	76	55	14	0	2	0	0	2	0	120	
13歳	27	0	87	64	12	0	1	1	0	3	0	126	
14歳	34	4	77	55	4	0	0	0	0	0	0	119	
15歳	15	2	61	49	11	0	1	1	0	1	0	89	
16歳	16	3	46	32	6	0	0	0	0	0	0	71	
17歳	32	3	68	51	6	0	1	0	0	1	0	109	
18歳	1	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	6	
総計	392	23	1,666	1,187	175	6	22	5	0	9	1	2,256	
管轄 児相別 (再掲)	(中央)	127	8	380	202	39	0	5	3	0	2	0	554
	(県中)	131	7	595	496	57	5	4	0	0	6	0	790
	(会津)	58	6	237	62	40	0	8	2	0	0	1	341
	(浜)	76	2	454	427	39	1	5	0	0	1	0	571

8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況

（1）心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移

相談ケースの複雑化・多様化の傾向を反映して、カウンセリング等の専門的・継続的面接指導を実施するなど、密度の濃い相談指導が展開されるようになってきています。

虐待ケースにおいては、早期発見・早期対応に加え、再発防止及び家族再統合の取り組みが必要とされており、社会的養護の利用と併せて、子どもの心理的ケアや保護者支援プログラムの実施も含めた専門的・継続的な支援体制の強化が重要です。

職種別にみた心理療法・カウンセリングの年度別実施件数は、次のとおりです。

なお、令和4年度において3児童相談所に保健師が新たに配置されたことから、同年度の「その他」が大幅に増加しています。

(件)

年度	医師	心理判定員	児童福祉司	その他	計
平成25年度	0	1,605	3,330	0	4,935
平成26年度	0	2,013	8,424	0	10,437
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成28年度	0	2,227	13,340	0	15,630
平成29年度	63	2,255	15,635	0	17,893
平成30年度	3	3,217	16,369	0	19,589
令和元年度	0	2,743	7,008	0	9,751
令和2年度	84	2,273	5,614	14	7,985
令和3年度	137	2,523	10,349	119	13,128
令和4年度	91	3,133	20,233	1,503	24,960

9 里親委託の状況

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭内に預かり、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の4種類があります。

養育里親は、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。専門里親は、養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。親族里親は、実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの扶養義務を持つ親族が子どもを養育する里親です。養子縁組里親は、養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親です。

(1) 令和4年度里親委託の状況

令和4年度末現在の児相別の里親委託の状況は、次のとおりです。

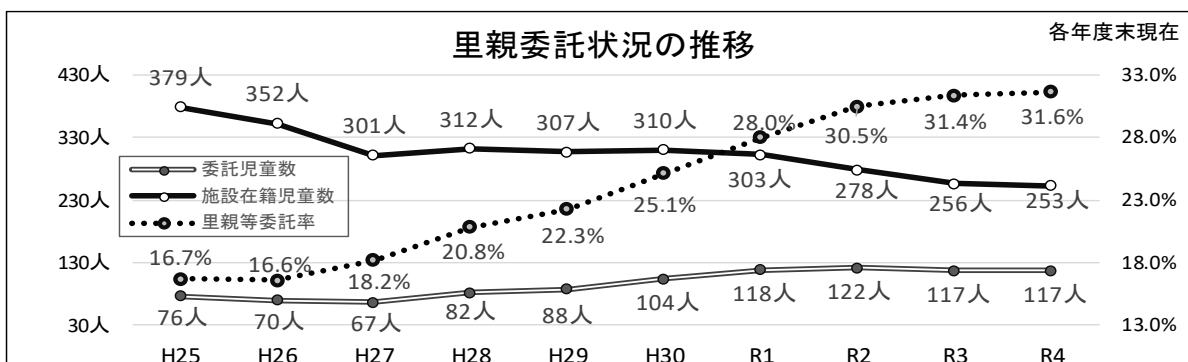
(世帯)

区分	児相別	計 (実数)	種別			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数	県計	270	227	7	8	126
	中央	59	53	1	1	24
	県中	103	81	4	5	52
	会津	46	34	1	0	15
	浜	62	59	1	2	35
委託されている里親数	県計	82	62	3	6	12
	中央	22	19	0	1	2
	県中	31	21	2	3	5
	会津	10	9	0	0	1
	浜	19	13	1	2	4

※「計(実数)」は、重複登録している里親もいるため、種別の合計数と合致しない。

(2) 里親委託状況の推移

里親委託状況の10年間の推移です。平成25年度末での里親等委託率は16.7%だったところ、令和4年度末では31.6%となっており、増加を続けています。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録里親数	206人	194人	196人	213人	190人	204人	225人	243人	254人	270人
委託里親数	61人	50人	50人	62人	65人	77人	88人	88人	82人	82人
委託児童数	76人	70人	67人	82人	88人	104人	118人	122人	117人	117人
里親等委託率	16.7%	16.6%	18.2%	20.8%	22.3%	25.1%	28.0%	30.5%	31.4%	31.6%
施設在籍児童数	379人	352人	301人	312人	307人	310人	303人	278人	256人	253人

※委託児童数には、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託児童数を含む

※施設在籍児童数は、乳児院及び児童養護施設の入所児童人数

※里親等委託率:〔委託児童数/(児童養護施設・乳児院・里親への措置・委託児童数)×100〕

(3) 令和4年度年齢別里親委託児童数

令和4年度における里親の種類別、児相別、年齢別の委託児童数は次表のとおりです。

種別		年齢	年齢																	計	(再掲)年齢階級別委託児童数							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳		17歳	18歳	19歳	3歳未満	3歳～6歳	7歳以上	計	
県計	里親に委託された児童数		9	2	4	6	8	9	10	2	3	4	7	0	1	6	3	4	7	5	2	0	92	15	33	44	92	
	内訳	養育里親に委託された児童		2	1	3	6	5	9	10	2	3	4	6	0	1	3	2	2	5	4	2	0	70	6	30	34	70
		専門里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3
		親族里親に委託された児童		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	7	0	1	6	7
		養子縁組里親に委託された児童		7	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	9	2	1	12
		ファミリーホームに委託された児童		0	0	2	1	0	1	1	6	3	1	2	2	3	0	0	1	0	2	0	0	25	2	3	20	25
中央	里親に委託された児童数		2	1	2	3	1	4	1	2	0	0	1	0	0	2	0	1	0	3	0	0	23	5	9	9	23	
	内訳	養育里親に委託された児童		1	0	1	3	1	4	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3	0	0	19	2	9	8	19
		専門里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		親族里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1
		養子縁組里親に委託された児童		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3
		ファミリーホームに委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	7	0	0	7	7
県中	里親に委託された児童数		4	0	1	2	3	2	5	0	3	0	3	0	1	2	2	1	5	0	1	0	35	5	12	18	35	
	内訳	養育里親に委託された児童		0	0	1	2	2	2	5	0	3	0	2	0	1	1	1	1	4	0	1	0	26	1	11	14	26
		専門里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
		親族里親に委託された児童		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	1	2	3
		養子縁組里親に委託された児童		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4
		ファミリーホームに委託された児童		0	0	2	1	0	0	1	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	2	2	9	13
会津	里親に委託された児童数		2	1	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	3	1	6	10	
	内訳	養育里親に委託された児童		1	1	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	2	1	6	9
		専門里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		親族里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		養子縁組里親に委託された児童		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
		ファミリーホームに委託された児童		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
浜	里親に委託された児童数		1	0	1	1	4	3	3	0	0	1	1	0	0	2	1	2	2	1	1	0	24	2	11	11	24	
	内訳	養育里親に委託された児童		0	0	1	1	2	3	3	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	16	1	9	6	16
		専門里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
		親族里親に委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	0	0	3	3
		養子縁組里親に委託された児童		1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	2	1	4
		ファミリーホームに委託された児童		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	4	4

10 一時保護の状況

家庭の事情などにより、児童の安全を迅速に確保する必要がある場合や、児童に対する適切な援助指針を定めるために、行動観察、生活指導等を行う必要がある場合は、一時保護を行うことができます。一時保護は、一時保護所への保護と里親や児童福祉施設等への一時保護委託があります。県内では4児童相談所にそれぞれ一時保護所を設けています。

(1) 令和4年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況

ア 一時保護所での保護

令和4年度における各一時保護所の状況は、次表のとおりです。

		前年度末保護	受付(年度中)					対応(年度中)										年度末継続保護	
			0 5 歳	6 5 1 1 歳	1 2 5 1 4 歳	1 5 歳 以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	送他の児相・機関に移	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	2か月を超えて一時保護した件数(再掲)	延べ日数		
県計	養護	虐待	11	25	71	44	30	170	22	1	5	0	121	20	169	12	9	4,650	12
		その他	3	17	23	18	10	68	7	2	2	0	49	9	69	2	3	1,223	2
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	22	0	
	非行	4	0	4	14	25	43	10	0	4	3	25	3	45	0	4	1,431	2	
	育成	2	0	18	13	11	42	7	1	2	1	22	5	38	0	4	1,271	6	
	保健・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	0	
	計	21	42	116	90	76	324	46	4	13	4	217	39	323	14	20	8,622	22	
中央	養護	虐待	2	2	21	16	10	49	14	1	3	0	27	3	48	1	2	1,355	3
		その他	0	1	10	9	3	23	5	2	2	0	10	3	22	0	0	327	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	1	0	2	1	3	6	2	0	0	0	5	0	7	0	0	198	0	
	育成	0	0	2	5	1	8	2	0	0	1	4	0	7	0	1	211	1	
	保健・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	0	
	計	4	3	35	31	17	86	23	3	5	1	46	7	85	1	3	2,116	5	
県中	養護	虐待	1	9	16	9	6	40	3	0	0	0	32	3	38	2	2	858	3
		その他	2	7	8	5	3	23	0	0	0	0	20	4	24	2	1	417	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	0	0	1	3	7	11	1	0	3	1	5	1	11	0	1	268	0	
	育成	1	0	6	2	7	15	2	0	0	0	8	3	13	0	1	409	3	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	16	31	19	23	89	6	0	3	1	65	11	86	4	5	1,952	7	
会津	養護	虐待	4	5	12	14	7	38	2	0	0	0	29	9	40	2	2	1,150	2
		その他	0	1	1	0	1	3	1	0	0	0	2	0	3	0	0	64	0
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	22	0	
	非行	2	0	1	8	7	16	3	0	0	1	12	1	17	0	1	519	1	
	育成	1	0	7	1	1	9	3	0	0	0	4	1	8	0	2	425	2	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	7	6	21	24	16	67	9	0	0	1	47	12	69	2	5	2,180	5	
浜	養護	虐待	4	9	22	5	7	43	3	0	2	0	33	5	43	7	3	1,287	4
		その他	1	8	4	4	3	19	1	0	0	0	17	2	20	0	2	415	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	1	0	0	2	8	10	4	0	1	1	3	1	10	0	2	446	1	
	育成	0	0	3	5	2	10	0	1	2	0	6	1	10	0	0	226	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	17	29	16	20	82	8	1	5	1	59	9	83	7	7	2,374	5	

イ 一時保護委託

令和4年度における一時保護委託の状況は、次表のとおりです。

		前年度未継続保護	委託(年度中)					委託解除(年度中)										対応(年度中)											
			0	6	12	15	計	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児施設	その他の施設	里親	その他	計	延べ日数	当年度未継続保護	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	2か月超の一時保護(再掲)	
			5	11	14	歳以上																							
県計	養護	虐待	8	21	13	11	2	47	0	9	2	0	0	5	0	19	19	54	1,973	1	14	1	12	0	15	12	54	5	9
		その他	2	40	15	5	0	60	0	3	6	0	0	8	0	38	5	60	1,638	2	5	11	2	0	30	12	60	0	8
	障害	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	66	0	1	0	0	0	0	2	3	0	0	
	非行	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	24	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
	育成	1	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	2	0	0	2	4	112	1	1	0	2	0	1	0	4	0	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	61	29	22	5	117	0	12	8	0	0	18	0	57	29	124	3,813	4	21	12	16	0	46	29	124	5	18	
中央	養護	虐待	4	9	3	5	2	19	0	3	1	0	0	2	0	6	11	23	672	0	4	1	9	0	4	5	23	4	2
		その他	0	9	5	3	0	17	0	3	2	0	0	1	0	8	3	17	440	0	1	4	1	0	8	3	17	0	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	18	8	8	2	36	0	6	3	0	0	4	0	14	14	41	1,116	0	6	5	10	0	12	8	41	4	3	
県中	養護	虐待	1	5	0	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	3	3	7	204	0	2	0	0	0	5	0	7	0	0
		その他	2	12	4	1	0	17	0	0	2	0	0	4	0	12	0	18	689	1	1	3	1	0	11	2	18	0	6
	障害	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	57	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
	非行	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	15	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
	育成	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	3	17	5	4	2	28	0	0	3	0	0	6	0	15	5	29	965	2	3	3	1	0	16	6	29	0	6	
会津	養護	虐待	2	1	5	5	0	11	0	6	0	0	0	3	0	0	3	12	812	1	6	0	0	0	2	4	12	0	6
		その他	0	6	3	0	0	9	0	0	0	0	0	3	0	6	0	9	176	0	0	2	0	0	4	3	9	0	0
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	9	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	非行	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	7	8	6	1	22	0	6	0	0	0	7	0	6	4	23	1,006	1	7	2	0	0	6	8	23	0	6	
浜	養護	虐待	1	6	5	0	0	11	0	0	0	0	0	0	10	2	12	285	0	2	0	3	0	4	3	12	1	1	
		その他	0	13	3	1	0	17	0	0	2	0	0	0	0	12	2	16	333	1	3	2	0	0	7	4	16	0	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	108	0	0	0	2	0	1	0	3	0	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	19	8	4	0	31	0	0	2	0	0	1	0	22	6	31	726	1	5	2	5	0	12	7	31	1	3	

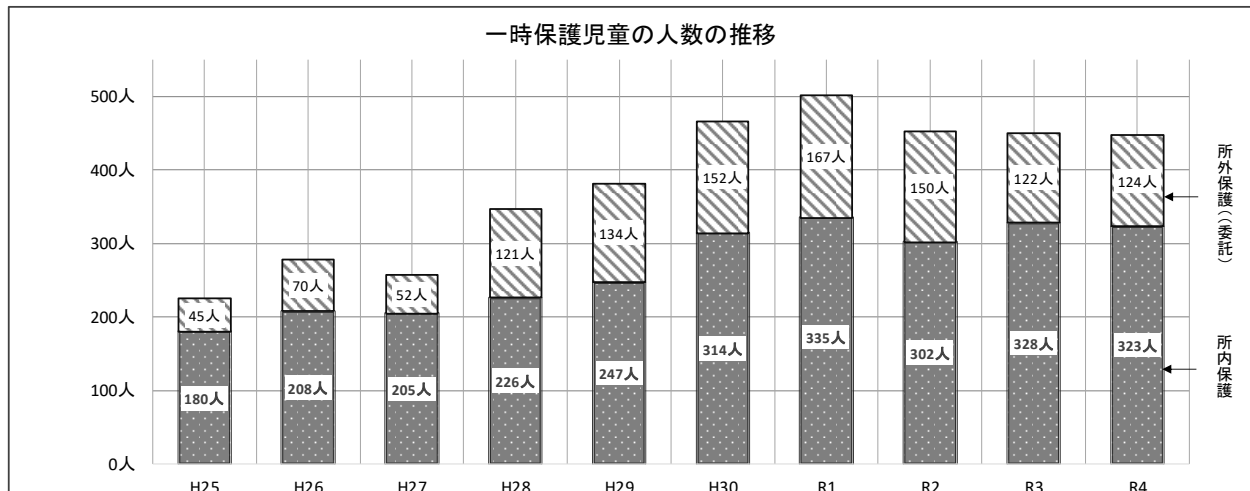
(2) 一時保護の推移

ア 一時保護児童数の推移

一時保護児童の人数の年度別推移は、次の図表のとおりです。

所内、所外（委託）の合計人数は、平成 25 年度では 225 人だったところ、令和 4 年度では 447 人と、およそ 2 倍に増加しています。

なお、内訳でみると、所内が 1.79 倍、所外（委託）が 2.76 倍と、所外（委託）の増加率が高くなっています。



		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
合計		225人	割合	278人	割合	257人	割合	347人	割合	381人	割合	466人	割合	502人	割合	452人	割合	450人	割合	447人	割合
内訳	所内保護	180人	80.0%	208人	74.8%	205人	79.8%	226人	65.1%	247人	64.8%	314人	67.4%	335人	66.7%	302人	66.8%	328人	72.9%	323人	72.3%
	所外保護(委託)	45人	20.0%	70人	25.2%	52人	20.2%	121人	34.9%	134人	35.2%	152人	32.6%	167人	33.3%	150人	33.2%	122人	27.1%	124人	27.7%

イ 一時保護児童（所内+所外）の対応状況と保護日数の推移

一時保護の対応状況の年度別推移は、次表のとおりです。

施設入所の割合は、平成 25 年度では全体の 32.0%だったところ、令和 4 年度では 15.0%と、この 10 年間で大きく低下しました。

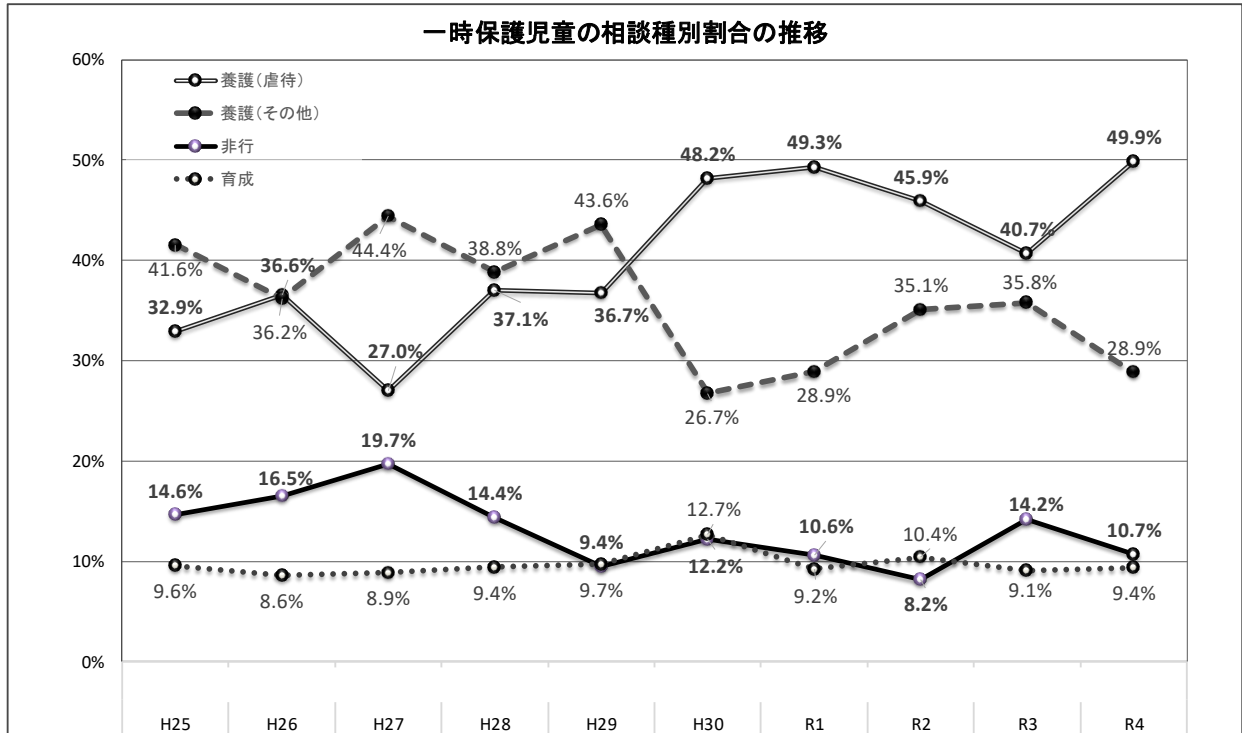
また、年間の一人当たり一時保護日数の平均は、年度ごとに増減があるもののほぼ横ばいで、概ね 1 か月となっています。

	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
施設入所	70人	32.0%	81人	29.0%	55人	21.2%	96人	28.2%	78人	20.5%	86人	19.8%	75人	14.5%	63人	13.6%	76人	16.9%	67人	15.0%
里親委託	7人	3.2%	14人	5.0%	8人	3.1%	22人	6.5%	27人	7.1%	30人	6.9%	47人	9.1%	45人	9.7%	31人	6.9%	16人	3.6%
他児相に移送	11人	5.0%	23人	8.2%	12人	4.6%	13人	3.8%	18人	4.7%	21人	4.8%	15人	2.9%	23人	5.0%	32人	7.1%	29人	6.5%
家裁送致	1人	0.5%	1人	0.4%	2人	0.8%	2人	0.6%	1人	0.3%	3人	0.7%	1人	0.2%	1人	0.2%	3人	0.7%	4人	0.9%
帰宅	100人	45.7%	141人	50.5%	156人	60.2%	180人	52.9%	201人	52.8%	208人	47.9%	298人	57.4%	275人	59.5%	259人	57.6%	263人	58.8%
その他	30人	13.7%	19人	6.8%	26人	10.0%	27人	7.9%	56人	14.7%	86人	19.8%	83人	16.0%	55人	11.9%	49人	10.9%	68人	15.2%
計	219人	100.0%	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%
延べ日数	8,005日		7,825日		9,471日		8,123日		11,781日		11,982日		13,337日		15,286日		14,326日		12,435日	
一人当たり平均日数	36.6日		28.0日		36.6日		23.9日		30.9日		27.6日		25.7日		33.1日		31.8日		27.8日	

ウ 一時保護児童（所内+所外）の相談種別割合の推移

一時保護の相談種別の年度別推移は、次の図表のとおりです。

全体に占める虐待の割合は、平成 25 年度では 32.9%でしたが、令和 4 年度では 49.9%と大きく増加している一方、非行は 14.6%から 10.7%と低下しています。



	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
虐待(虐待)	72人	32.9%	102人	36.6%	70人	27.0%	126人	37.1%	140人	36.7%	209人	48.2%	256人	49.3%	212人	45.9%	183人	40.7%	223人	49.9%
虐待(その他)	91人	41.6%	101人	36.2%	115人	44.4%	132人	38.8%	166人	43.6%	116人	26.7%	150人	28.9%	162人	35.1%	161人	35.8%	129人	28.9%
障害	2人	0.9%	3人	1.1%	0人	0.0%	1人	0.3%	2人	0.5%	1人	0.2%	3人	0.6%	2人	0.4%	1人	0.2%	4人	0.9%
非行	32人	14.6%	46人	16.5%	51人	19.7%	49人	14.4%	36人	9.4%	53人	12.2%	55人	10.6%	38人	8.2%	64人	14.2%	48人	10.7%
育成	21人	9.6%	24人	8.6%	23人	8.9%	32人	9.4%	37人	9.7%	55人	12.7%	48人	9.2%	48人	10.4%	41人	9.1%	42人	9.4%
保健・その他	1人	0.5%	3人	1.1%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	7人	1.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.2%
計	219人	100.0%	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%

Ⅲ 児童相談所の事業

1 児童虐待防止対策

児童虐待の未然防止及び虐待ケースへの迅速かつ適切な対応に向けた取り組みを実施しています。

(1) 児童虐待ケース対応強化事業

増加する児童虐待相談について、児童相談所の専門的機能を強化するため、各児童相談所に弁護士、医師（法医学、精神医学）、心理学者等の児童虐待対応専門員を配置しています。

令和4年度においては、次のとおり相談やカウンセリング等を実施しました。

児相	実施日	場 所	講師・助言者	備考
中央	令和4年4月11日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希	
	令和4年6月16日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希	
	令和4年10月17日	福島県立医科大学	医師 黒田 直人	
	令和4年10月21日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希	
	令和5年1月23日	福島県立医科大学	医師 黒田 直人	
	令和5年2月21日	福島県立医科大学	医師 黒田 直人	
県中	令和4年8月25日	福島県立医科大学	医師 黒田 直人	
	令和4年10月4日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美	
	令和5年1月23日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美	
会津	令和4年11月14日	福島県立医科大学	医師 黒田 直人	
	令和4年11月17日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇	
	令和4年12月15日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇	
	令和5年2月22日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇	
浜	令和4年7月28日	いわき育英舎	公認心理師 安部 郁子	※
	令和4年8月9日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎	
	令和5年1月30日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎	
	令和5年2月6日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎	

備考欄の※は「児童養護施設被虐待児童処遇検討会」として開催

(2) 学校等との連携強化事業

児童虐待の防止及び早期発見、迅速な対応に向けて、虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象として、児童虐待への対応に関する研修の機会を設けています。

令和4年度においては、次のとおり研修会を開催しました。

児相	実施日	場所	研修会名	対象	内容(議題)
中央	令和4年8月5日	新型コロナウイルス感染対策のため中止とし、出席予定者へ書面送付により実施	児童虐待対応地域協力体制強化研修会	県北地区の学校関係者	・児童虐待対応について
					・ヤングケアラーの早期把握と支援について
県中	令和4年8月2日	サンフレッシュ白河	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	県南地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について ・子どもからの聞き取りのポイント ・事例検討
	令和4年8月9日	郡山市労働福祉会館	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	県中地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について ・子どもからの聞き取りのポイント ・事例検討
会津	令和4年12月6日	南会津保健福祉事務所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	南会津地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について ・事例研究 ・質疑応答
	令和4年12月9日	会津若松市北会津公民館	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	会津地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について ・事例研究 ・質疑応答
浜	令和4年7月27日	いわき合同庁舎	学校等との児童虐待防止対応研修会	いわき地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」 ・事例検討 ・ロールプレイ(性的虐待対応)
	令和4年7月29日	福島県環境創造センター	学校等との児童虐待防止対応研修会	相双地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」 ・事例検討 ・ロールプレイ(性的虐待対応)

2 児童福祉施設連絡協議会

県内の児童福祉施設職員と児童相談所職員が一堂に会し、研修・協議・情報交換等を行うことにより、児童福祉を取り巻く課題について共通理解を深めるとともに、関係機関の連携の下、児童の処遇向上を図ることを目的とした連絡協議会を設置しています。

協議会は、養護部会と障がい部会の2つの部会で構成され、それぞれ毎年度会議を開催して協議、情報交換等を行っています。

令和4年度においては、次のとおり会議を開催しました。

【養護部会】

期 日 令和4年7月4日(月)

会 場 福島県総合療育センター会議室

出席者 児童養護施設等職員10名、本庁児童家庭課職員2名、児童相談所職員11名

【障がい部会】

新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催

3 児童福祉施設訪問調査

児童福祉施設に入所している児童の実情を把握するとともに、施設及び関係機関と情報交換を図り、児童支援の適正化と児童の個人的・社会的自立の促進に資することを目的として、毎年度、児童が入所している施設への訪問調査を実施しています。

本県児童が入所している全施設を対象とし、児童養護施設は4児童相談所による合同調査、それ以外の施設については各児童相談所がそれぞれ実施することを基本としています。

児童養護施設については、原則、施設に宿泊して2日間の日程で実施することとし、施設職員からの児童の状況に関する聞き取りや情報交換、児童との面接等を行っています。また、児童が通学する学校を訪問して教職員との面談も行っています。

○ 実施機関

中央児童相談所、県中児童相談所、会津児童相談所、浜児童相談所

○ 対象施設

- (1) 実施機関から児童を措置されている児童福祉施設、指定発達支援医療機関
- (2) 契約によって児童が入所している障害児入所施設、指定発達支援医療機関

令和4年度における訪問調査の実績は、次のとおりです。

【令和4年度実績】

施設区分	施設数	調査対象児童数			
		措置	契約	計	
乳児院	1施設	7人	0人	7人	
児童養護施設	8施設	263人	0人	263人	
障害児入所施設	13施設	90人	105人	195人	
児 相 別 内 訳	中央	9施設	28人	19人	47人
	県中	9施設	34人	39人	73人
	会津	10施設	18人	26人	44人
	浜	10施設	10人	21人	31人
合 計	22施設	360人	105人	465人	

4 職員研修

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向を続けていることに加え、相談内容の複雑化・多様化により児童虐待相談等の対応困難な事例も増加しています。そのため、相談に対応する職員は、高度な専門的対応力が求められています。

そこで、毎年度、計画的に専門研修を開催するとともに、県外専門機関等が開催する研修にも職員を派遣し、職員の職務遂行能力の向上を図っています。

(1) 児童相談所部門別研修会

児童相談所職員の部門別（職種別）研修会を毎年度開催しています。

令和4年度の開催実績は、次のとおりです。

ア 児童福祉司部門

期 日 令和5年1月24日（火）

会 場 （Zoomによるオンライン開催）

受講人数 17名

内 容 （1）協議・情報交換

（2）講演 「相談援助業務職の記録の書き方」

講師 アアライ株式会社 八木 亜紀子 氏

イ 児童心理司部門

期 日 令和4年11月14日（月）

会 場 中央児童相談所大会議室

受講人数 15名

内 容 （1）各児童相談所からの業務報告

（2）協議・情報交換

（3）講義 「トラウマインフォームドケアについて」

講師 ふくしま医療センターこころの杜 井上 祐紀 副院長

ウ 一時保護部門

期 日 令和5年2月28日（火）

会 場 県中児童相談所

参加人数 9名

内 容 （1）新築移転した県中児童相談所の視察

（2）協議・情報交換

(2) 面接スキル研修会

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加していることから、毎年度、職員の面接スキルの向上を目的とした研修会を開催しています。

令和4年度の開催実績は、次のとおりです。

ア 面接スキルトレーニング・事例検討研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね3年以内の職員
期 日 令和4年7月7日（木）
会 場 中央児童相談所大会議室
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授
受講人数 15名

イ 面接スキルトレーニング・事例検討スーパーバイザー研修

対象者 児童相談所勤務がおおむね5年以上の職員
期 日 令和4年9月7日（水）
会 場 中央児童相談所大会議室
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授
受講人数 10名

(3) 児童虐待ケース対策研修会

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加に加え、相談内容も困難な事例が増加しているため、児童相談所における相談機能の強化が求められています。

そこで、毎年度、児童虐待ケースへの対応能力を養成する研修会を開催しています。

令和4年度の開催実績は、次のとおりです。

ア ペアレントトレーニング研修

対象者 児童相談所職員
期 日 令和4年8月29日（月）～8月31日（水）
会 場 中央児童相談所大会議室
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授
受講人数 17名

イ ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修

対象者 児童相談所職員
期 日 令和4年11月18日（金）
会 場 中央児童相談所大会議室
講 師 浜児童相談所 横山 秀和 所長
受講人数 13名

ウ 事例検討研修

対象者 児童相談所職員
期 日 令和4年11月22日（火）
会 場 中央児童相談所大会議室
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授
受講人数 14名

エ 当事者主体のアプローチ研修

対象者 児童相談所職員
 期 日 令和4年11月22日(火)
 会 場 中央児童相談所大会議室
 講 師 千葉県中央児童相談所 渡邊 直 所長
 受講人数 15名

(4) 児童相談所職員専門性向上研修

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加しており、相談に対応する児童相談所の職員は高度な専門的対応が求められています。

他方、児童相談所においては、国の「児童虐待防止対策強化プラン」等に基づく体制強化の一環として児童福祉司等の大幅な増員が進み、職務経験年数が少ない職員が多数を占める状況となり、それらの職員の専門性を早期に高めることが大きな課題となっています。

そこで、令和4年度から新たに中央児童相談所に研修企画担当職員を配置し、新規事業「児童相談所職員人材育成推進事業」による専門性向上研修を計画的に開催することとしました。

令和4年度においては、次のとおり計13回開催しました。

令和4年度 児童相談所職員専門性向上研修開催実績一覧

回数	開催期日	分類	内容	会場等	講師	受講人数
第1回	11月7日(月)	児童相談の在り方	児童相談所の課題	中央児相	東日本国際大学健康福祉学部 篠原拓也准教授	17名
第2回	12月12日(月)	知る権利の保障	ライフストーリーワーク	オンライン	児童養護施設子どもの家 檜原真也氏	24名
第3回	12月16日(金)	発達障がい	発達障がいの理解と支援について	総合療育センター	発達障がい者支援センター 伊瀬陽子科部長	18名
第4回	12月16日(金)	心理検査	PARS-TRの実施と評価について	総合療育センター	発達障がい者支援センター 井上宏仁主任心理判定員	14名
第5回	12月26日(月)	非行	非行臨床	中央児相	駒澤大学文学部 藤田博康教授	22名
第6回	1月13日(金)	発達障がい	発達障害児への行動的支援	中央児相	NPO法人夢あるき 森田まゆみ理事長	25名
第7回	1月13日(金)	発達障がい	発達障がい児の保護者へのペアレントトレーニング	中央児相	県立医科大学看護学部 佐藤利憲講師	23名
第8回	2月6日(月)～ 2月7日(火)	心理検査	WISC-IVについて ①検査の理論及び採点、解釈の基本等 ②検査結果レポートによる事例検討	中央児相	福島大学人間発達文化学類 安部郁子特任教授	8名
第9回	2月15日(水)	アセスメント	包括的アセスメント	オンライン	子どもの虹情報研修センター 増次高副センター長兼研究部長	29名
第10回	2月22日(水)	心理治療	性暴力加害児に対する心理治療	中央児相	国際医療福祉大学大学院 小畑秀悟准教授	22名
第11回	3月2日(木)	精神障がい (午前:基礎)	精神障がい児・者への支援 (基礎)	中央児相	福島赤十字病院地域医療連携室 ソーシャルワーカー 菅野直樹氏	20名
第12回	3月2日(木)	〃 (午後:実践)	精神障がい児等への支援 (支援の実際)	中央児相	福島赤十字病院地域医療連携室 医療福祉係 菅野直樹係長	20名
第13回	3月9日(木)	障がい者の就労支援	障がい児者の就労支援	県中児相	県中地域障害者就業・生活支援センター ふっとわーく 木村美和所長	13名

(5) 児童相談所新任職員研修会

児童相談所新任職員を対象に、職務の円滑な遂行を図ることを目的として、専門業務遂行上必要な知識や技術に関する指導、訓練を行いました。

対象者	令和4年度において新たに児童相談所に配属となった職員
期 日	令和4年6月9日(木)～10日(金)
会 場	中央児童相談所大会議室
講 師	児童相談所職員
受講人数	24名

(6) 派遣研修

職員の一層の専門性の向上を図るため、国立武蔵野学院や子どもの虹情報研修センターその他の団体が主催する研修に、各児童相談所の職員を多数派遣しました。

5 里親制度の推進

各児童相談所に、これまで配置してきた里親コーディネーターに加え、令和4年度から里親担当児童福祉司を新たに配置して体制を強化し、里親制度の推進に向けた取り組みを進めています。

(1) 里親関係研修

里親の登録を希望する方や、現に里親として登録を受けている方を対象として、各児童相談所において次の研修を行いました。

- ① 養育里親・養子縁組里親研修会（登録前研修）
- ② 養育里親・養子縁組里親更新研修
- ③ 里親応用研修
- ④ 専門里親更新研修（中央児童相談所のみ）

(2) 里親入門講座

社会的養護を必要とする児童の受け皿となる里親制度について、県民の理解を広め、里親に関心を持っていただくとともに、里親の新規開拓を目的として、各児童相談所が「里親入門講座」を開催しました。

令和4年度における児童相談所ごとの開催内容は、次表のとおりです。

児童相談所	開催期日	開催場所	内 容
中央児童相談所 (第1回)	10月20日(木)	本宮市民元氣いきいき応援プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「里親ってどんな親?～里親制度を学ぼう」 ・里親体験談
中央児童相談所 (第2回)	10月25日(火)	福島市市民会館	
県中児童相談所	10月18日(火)	郡山市中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「知っていますか?里親制度について」 ・養育里親による体験談
会津児童相談所	10月28日(金)	会津若松市北会津支所(ヒカシホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「里親制度等について」 ・里親による体験談(インタビュー形式)
浜児童相談所 (いわき地区)	10月15日(土)	浜児童相談所内	<ul style="list-style-type: none"> ・対談「里親体験記①」 ・所長講話 ・ビデオ上映「里親体験記②」
浜児童相談所 (相双地区)	10月22日(土)	南相馬合同庁舎南庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・所長講話 ・「里親体験記①」ビデオ上映 ・対談「里親体験記②」

(3) 里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」

こども家庭庁は毎年10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度に対する理解を進めるための集中的な広報啓発を実施することとしています。それに合わせて県内児童相談所においても、それぞれ街なかで啓発グッズを配布するなど、街頭啓発活動を実施しています。

令和4年度における児童相談所ごとの実施内容は、次のとおりです。

【中央児童相談所】

(新型コロナウイルスの感染状況により実施見合わせ)

【県中児童相談所】

- ・実施期日 令和4年10月27日(木)
- ・実施場所 イトーヨーカドー郡山店(午前)、ザ・モール郡山(午後)

【会津児童相談所】

- ・実施期日 令和4年10月14日(金)
- ・実施場所 MEGAドン・キホーテUNY会津若松店

【浜児童相談所】

- ・実施期日① 令和4年9月23日(金)
 - ・実施場所① 双葉町産業交流センター
 - ・実施期日② 令和4年10月31日(月)
 - ・実施場所② イオンモール小名浜店
- } 復興支援イベント「ふたばワールド2022 in 双葉」へブース出展

6 市町村との連携、市町村支援

児童福祉法の規定により、都道府県は、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供、職員の研修その他必要な援助等を行うこととされており、第一義的な相談窓口となる市町村と県（児童相談所）との連携は、児童福祉の推進において欠かすことができません。

各児童相談所では毎年度管内市町村担当者会議を開催し、協議、情報交換等を行っています。

なお、令和4年度から、中央児童相談所（中央児相及び児相管内担当）と県中児童相談所（県中児相及び浜児相管内担当）に1名ずつ市町村支援担当児童福祉司を配置し、市町村支援体制の強化を図っています。

令和4年度における児童相談所ごとの市町村担当者会議の開催状況は、次のとおりです。

【中央児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度市町村児童相談担当者会議（第1回）
- ・ 開催期日 令和4年5月30日（月）
- ・ 開催会場 中央児童相談所会議室
- ・ 出席市町村数 6（県北保健福祉事務所も出席）
- ・ 議題 ① 児童相談所の業務説明 ② 令和3年度の相談件数及び相談の傾向
③ 各市町村の情報交換・協議事項 ④ グループワーク（要対協の進行管理）ほか

- ・ 会議名称 令和4年度市町村児童相談担当者会議（第2回）
- ・ 開催期日 令和4年10月4日（火）
- ・ 開催会場 中央児童相談所会議室
- ・ 出席市町村数 8（県北保健福祉事務所も出席）
- ・ 議題 ① 情報交換事項 ② 講義「保護者面接での対応困難事例」
③ 演習「対応のバリエーション」

- ・ 会議名称 令和4年度市町村児童相談担当者会議（第3回）
- ・ 開催期日 令和5年2月2日（木）
- ・ 開催会場 中央児童相談所会議室
- ・ 出席市町村数 6（県北保健福祉事務所も出席）
- ・ 議題 ① 児童相談担当課と母子保健担当課の連携、協働における現状
② 講義「個別ケース会議の運営と在宅支援アセスメントプランニングシート」
③ 演習・事例検討「母子保健と児童福祉の協働アセスメント」

【県中児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度市町村児童福祉担当者会議（第1回）
- ・ 開催期日 令和4年5月31日（火）
- ・ 開催会場 県郡山合同庁舎仮庁舎
- ・ 出席市町村数 20

- ・議 題 ① 児童相談所説明（業務概要と市町村援助活動について、児童虐待について ほか）
② グループ討議（市町村児童相談体制について、要対協の設置状況 ほか）

- ・会議名称 令和4年度市町村児童福祉担当者会議（第2回、町部）
- ・開催期日 令和4年11月4日（金）
- ・開催会場 西郷村商工会館
- ・出席市町村数 11
- ・議 題 ① 矢吹町の要保護児童対策地域協議会の概要について
② 三春町の児童相談体制の現状について
③ グループ討議（両町の取り組みについて、虐待通行があった時の対応 ほか）

- ・会議名称 令和4年度市町村児童福祉担当者会議（第3回、村部）
- ・開催期日 令和4年11月25日（金）
- ・開催会場 県郡山合同庁舎仮庁舎
- ・出席市町村数 7
- ・議 題 ① 西郷村の児童相談体制について
② グループ討議（西郷村の取り組みについて、虐待通行があった時の対応 ほか）

- ・会議名称 令和4年度市町村児童福祉担当者会議（浜児相管内の町村部）
- ・開催期日 令和5年2月28日（火）
- ・開催会場 富岡町文化交流センター 学びの森
- ・出席市町村数 8
- ・議 題 ① 西郷村の児童相談体制について
② 大熊町の児童相談体制について ③ グループ討議

【会津児童相談所】

- ・会議名称 令和4年度第1回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・開催期日 令和4年5月23日（月）
- ・開催会場 道の駅あいづ会議室
- ・出席市町村数 15（会津保健福祉事務所も出席）
- ・議 題 ① 会津児童相談所の令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
② 各市町村からの状況報告について ③ 情報交換、協議事項について

- ・会議名称 令和4年度第2回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・開催期日 令和5年2月14日（火）
- ・開催会場 オンライン（Zoom）開催
- ・出席市町村数 12（会津保健福祉事務所も出席）
- ・議 題 ① 講義「今さら聞けない要対協 要保護児童対策地域協議会」
② 情報交換

【浜児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和4年5月24日（火）
- ・ 開催会場 いわき市中央台公民館
- ・ 対象市町村数 13
- ・ 議 題 ① 市町村子ども家庭支援のあり方及び実務について ② 事例検討と情報交換

7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議

児童虐待事案に対する迅速、適切な対応を図るためには、関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、各児童相談所と管轄の警察署及び検察庁（支部）で連絡会議を設置して毎年度会議を開催し、児童虐待や非行問題等についての協議、情報交換等を行っています。

令和4年度における各連絡会議の開催状況は、次のとおりです。

【中央児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議
- ・ 開催期日 令和4年6月21日（火）
- ・ 開催会場 中央児童相談所大会議室

【県中児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度管内警察署、検察庁及び県中児童相談所の連絡会議
- ・ 開催期日 令和4年6月7日（水）
- ・ 開催会場 県郡山合同庁舎仮庁舎第1会議室

【会津児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度会津児童相談所と管内警察署等との連絡会議
- ・ 開催期日 令和4年6月28日（火）
- ・ 開催会場 会津児童相談所会議室

【浜児童相談所】

- ・ 会議名称 令和4年度管内警察署及び検察庁との連絡会議

<いわき地区>

- ・ 開催期日 令和4年6月17日（金）
- ・ 開催会場 浜児童相談所会議室

<相双地区>

- ・ 開催期日 令和4年6月27日（月）
- ・ 開催会場 県環境放射線センター会議室

IV 児童福祉施設等

1 県内の児童福祉施設等一覧

施設種類	設置主体	施設名	定員(人)	郵便番号	施設所在地	電話番号
乳児院	県	若松乳児院	40	965-0807	会津若松市城東町1-100	0242(27)0033
児童養護施設	法	福島愛育園	77	960-8156	福島市田沢字躑躅森16	024(549)0596
	法	青葉学園	42	960-2152	福島市土船字新林24	024(593)1022
	法	堀川愛生園	35	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94	0247(33)2739
	法	会津児童園	45	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端5	0242(92)3250
	法	白河学園	40	961-0984	白河市和尚壇山2-9	0248(23)3059
	法	いわき育英舎	40	979-3124	いわき市小川町上小川字大坂5	0246(83)1571
	法	アイリス学園	40	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-3	024(591)2105
	法	森の風学園	24	963-6301	石川郡玉川村四辻新田字諏訪平125-4	0247(57)3788
児童自立支援施設	県	福島学園	50	962-0001	須賀川市森宿字中新田128	0248(73)2514
自立援助ホーム	法	NEXT福島	6	970-8026	いわき市平字紺屋町54 扇マンション6階	0246(85)5346
	法	あい	6	963-8811	郡山市方八町2-6-16	024(953)3871
	法	NEXT小法師	6	960-8057	福島市笹木野字中金谷35-2	024(515)7602
	法	やまびこ	6	963-8041	郡山市富田町字豊年田1-21	080(7249)5171
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	県	大笹生学園	45	960-0251	福島市大笹生字俎板山182-1	024(557)6014
	法	桜が丘学園	30	963-7855	石川郡石川町字猫啼359-1	0247(26)2003
	法	東洋学園児童部	80	979-0204	いわき市四倉町細田字御厩13-3	0246(38)7871
	県	福島県ばんだい荘わかば	40	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242(65)2711
	法	入所支援事業所アルパ	30	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦52	024(945)0369
	法	原町学園 (R5.6月から休止)	30	979-2521	相馬市赤木字松ヶ沢160-4 相馬ユートピア内	0244(36)4660
	法	白河めぐみ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1	0248(25)2046
	法	白河こひつじ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原156-1	0248(25)2055
医療型障害児入所施設(肢体不自由児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	県	総合療育センター	※90	963-8041	郡山市富田町上ノ台4-1	024(951)0250
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	法	国立病院機構 福島病院	170	962-8507	須賀川市芦田塚13	0248(75)2131
	法	国立病院機構 いわき病院	80	971-8126	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246(88)7101

※福島整肢療護園の定員は、肢体不自由児と重症心身障害児を合算した人数である。

※総合療育センターの定員は、措置入所、契約入所及び一般入所を合算した人数である。

2 施設別在籍状況

(1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(人)

	種別	施設名	R3年度末人員					R4年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	計	中央	県中	会津	浜	計
県内	乳児院	若松乳児院	3	3	3	0	9	1	3	2	2	8
	児童養護施設	福島愛育園	19	17	9	5	50	24	15	9	6	54
		青葉学園	19	8	2	6	35	21	8	2	5	36
		堀川愛生園	5	8	3	0	16	6	8	3	0	17
		会津児童園	3	8	16	1	28	2	8	17	0	27
		白河学園	9	14	4	10	37	12	14	6	7	39
		いわき育英舎	0	5	6	20	31	1	5	6	17	29
		アイリス学園	11	10	1	7	29	7	8	0	6	21
		森の風学園	3	13	4	3	23	3	11	5	3	22
		児童養護施設計	69	83	45	52	249	76	77	48	44	245
	児童自立支援施設	福島学園	4	4	6	3	17	0	1	5	2	8
	県内合計			76	90	54	55	275	77	81	55	48
県外	児童自立支援施設	国立武蔵野学院	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		国立きぬ川学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童心理治療施設	青森おおぞら学園	2	0	0	0	2	1	1	0	0	2
	県外合計			2	0	0	0	2	2	1	0	0
乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設 計(1)			78	90	54	55	277	79	82	55	48	264

(2) 障害児入所施設

(人)

	種別	施設名	R3年度末人員				R4年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	中央	県中	会津	浜	
県内	福祉型障害児入所施設 知的障害児	大笹生学園	措置	9	0	1	3	13	0	1	3
			契約	7	1	0	0	8	1	0	0
		ぼんだい荘 わかば	措置	1	3	6	0	2	3	7	0
			契約	0	2	11	0	0	2	8	0
		桜が丘学園	措置	0	15	1	0	0	12	1	0
			契約	0	6	0	2	0	15	0	1
		東洋学園 (児童部)	措置	1	0	0	3	1	0	0	4
			契約	0	0	1	9	0	0	0	7
		アルバ	措置	4	11	0	0	5	9	0	0
			契約	0	3	0	0	0	6	0	0
		白河めぐみ学園	措置	4	4	2	1	3	4	1	0
			契約	0	2	3	0	1	2	3	0
		白河こひつじ学園	措置	1	3	3	1	1	2	2	1
			契約	0	4	4	1	0	4	4	0
	原町学園	措置	2	1	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	福島整肢療護園	措置	0	0	0	1	0	0	0	0
			契約	0	0	0	1	0	0	0	1
	福島県総合 療育センター	措置	6	0	2	1	6	0	2	0	
		契約	3	6	3	0	4	7	1	0	
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	福島整肢療護園	措置	0	0	0	0	0	0	0	1
			契約	0	0	0	0	0	0	0	2
		福島県総合 療育センター	措置	0	1	0	0	0	1	0	0
			契約	2	8	5	1	1	7	4	2
		国立病院機構 福島病院	措置	0	2	4	0	0	2	4	0
			契約	4	9	1	6	4	7	1	5
	国立病院機構 いわき病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	0	0	0	0	0	
県内計		措置	28	40	19	10	31	33	18	9	
		契約	16	41	28	20	18	51	21	18	
県外	福祉型障害児入所施設 知的障害児	筑峯学園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	1	0	0	0	0
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	宮城県拓桃園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	3	0	0	0	1
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	国立病院機構 宮城病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 米沢病院	措置	0	0	0	0	0	0	1	0
			契約	1	0	0	0	1	0	0	0
		国立病院機構 小諸高原病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 八戸病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟はまぐみ 小児医療センター	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	1	0	0	0	1	0	
	西多賀病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
契約		0	0	0	1	0	0	0	1		
県外計		措置	0	0	0	0	0	0	1	0	
		契約	1	0	1	5	1	0	1	2	
障害児施設 計(2)		措置	28	40	19	10	31	33	19	9	
		契約	17	41	29	25	19	51	22	20	
		合計	45	81	48	35	50	84	41	29	
施設入所 総計((1)+(2))		措置	106	130	73	65	110	115	74	57	
		契約	17	41	29	25	19	51	22	20	
		合計	123	171	102	90	129	166	96	77	

(3) 県内の福祉事務所等一覧

福祉事務所等名	郵便番号	所在地	電話番号	
福島県県北保健福祉事務所	960-8012	福島市御山町8-30	024(534)4118	
福島県県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248(75)7809	
福島県県南保健福祉事務所	961-0074	白河市字郭内127	0248(22)5647	
福島県会津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市城東町5-12 (R3.5.6~) 旧住所:会津若松市追手町7-40	0242(29)5278	
福島県南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241(63)0305	
福島県相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244(26)1134	
福島県いわき地方振興局 (県民部県民生活課)	970-8026	いわき市平字梅本15	0246(24)6204	
福島市福祉事務所	960-8601	福島市五老内町3-1	024(535)1111	
伊達市福祉事務所	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	024(575)1111	
二本松市福祉事務所	964-8601	二本松市金色403-1	0243(23)1111	
本宮市福祉事務所	969-1192	本宮市本宮字万世212	0243(33)1111	
郡山市福祉事務所	963-8601	郡山市朝日1丁目23-7	024(924)2491	
須賀川市福祉事務所	962-8601	須賀川市八幡町135	0248(75)1111	
田村市福祉事務所	963-4393	田村市船引町船引字畑添76-2	0247(81)2111	
白河市福祉事務所	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248(22)1111	
会津若松市福祉事務所	965-8601	会津若松市東栄町3-46	0242(39)1111	
喜多方市福祉事務所	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	0241(24)5229	
相馬市福祉事務所	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244(37)2205	
南相馬市福祉事務所	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	0244(24)5243	
いわき市	平地区保健福祉センター	970-8686	いわき市平字梅本21	0246(22)1163
	小名浜地区保健福祉センター	971-8162	いわき市小名浜花畑町34-2	0246(54)2111
	勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	いわき市錦町大島1	0246(63)2111
	常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷76	0246(43)2111
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246(27)8690
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	いわき市四倉町字西4丁目11-3	0246(32)2114
	小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	いわき市小川町高萩字下川原15	0246(83)1329

(令和5年4月1日現在)